

1. 議事日程（第1日目）

（平成18年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成19年9月26日
午前10時00分 開会
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

（1）認定第 1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	山 本 三 郎	委員	明 木 一 悦
委員	秋 田 雅 朝	委員	加 藤 英 伸
委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員

議長 松 浦 利 貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（43名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
総 務 課 長	高 杉 和 義	総務課担当課長	森 川 薫
財 政 課 長	沖 野 文 雄	管 財 課 長	近 永 義 和
安全推進室主幹	宮 原 敏 治	総務課庶務係長	杉 安 明 彦
総務課庶務係担当係長	外 輪 勇 三	総務課人事給与係長	土 井 実 貴 男
安全推進室安全推進係長	行 森 俊 荘	財 政 課 財 政 係 長	広 瀬 信 之
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	企 画 課 長	竹 本 峰 昭

企画調整係担当係長	大 田 雄 司	企画調整係主任専門員	福 井 正
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	会 計 課 審 査 係 長	松 村 賢 造
会 計 課 出 納 係 長	西 岡 保 典	監 査 委 員	上 國 英 登
監査委員事務局長	佐々木 清	消 防 長	竹 川 信 明
消 防 本 部 次 長	広 政 康 洋	消防本部総務課長	久 保 高 憲
消防本部予防課長	児 玉 壽 徳	消防本部総務課消防団係長	横 田 清 次
消防本部予防課予防係長	中 迫 二三男	消防本部予防課指導係長	杉 田 昭 文
消防本部消防課消防係長	益 田 輝 喜	消防本部消防課通信指令係長	村 岡 静 明
消 防 署 長	高 松 勝 司	救 急 第 2 係 長	常 光 光 徳
八千代支所長	榎 原 秀 克	八千代支所地域振興課長	岡 田 敦 男
美土里支所長	清 水 勝	美土里支所地域振興課長	宮 本 八 郎
高 宮 支 所 長	近 藤 一 郎	高宮支所地域振興課長	岩 崎 猛 利
甲田支所長兼地域振興課長	垣野内 壮	向 原 支 所 長	田 口 茂 利
向原支所地域振興課長	南 部 政 美		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	増 本 義 宣	議 会 事 務 局 主 査	児 玉 竹 丸
主 任	國 岡 浩 祐		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○山本委員長 皆さん、改めましておはようございます。決算特別委員会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月12日の本会議におきまして決算特別委員会が設置されました。不肖私が委員長に議員の皆様のご推挙を承りまして大変に光栄に存じております。もとよりその器でないということは十分承知いたしておりますけど、今後皆様のご理解とご協力を得てこの決算特別委員会を進めてまいりたいと思います。

本日から10月9日までの7日間の日程で決算審査を行います。

委員各位のご協力とご理解を賜り、慎重に審査をしていただき、円滑な決算特別委員会を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い致します。

また、執行部の皆さんにおかれましては、明快な説明、そして答弁をいただきますようお願いいたしまして、委員長といたしましての一言のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

本決算審査特別委員会に付託された議案は、平成18年度安芸高田市一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業決算の認定の計13件でございます。

審査は議案の番号順に行うべきとは思いますが、説明員の交代等進行の便宜上、お手元の委員会日程のとおり各部局ごとに審査を進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、さよう進行いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日は、委員会の初日でございます。

執行部を代表して市長からごあいさつをいただきます。

児玉市長。

○児玉市長 おはようございます。本日から平成18年度一般会計並びに特別会計等についての決算審査をいただくわけでございます。

我々も誠意を持ってご説明をしていきたいと思いますが、いろいろご意見を賜りながら、また新しい年度への参考にしていきたいと考えております。よろしくお願い致します。

○山本委員長 それでは、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、各部所管の決算の審査に入ります前に、18年度一般会計決算全体の概要についての説明と、あわせて財政健全化計画及び総合計画実施計画が配付されておりますので、その概要説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、執行部の説明を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長

平成18年度決算審査特別委員会の開会に当たりまして、決算の概要を先般決算書と一緒にお配りをいたしております普通会計財政状況によりまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。この資料に基づきましてポイント的な形の中でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。普通会計決算の主な財政指標等を掲げております。

ここで言います普通会計とは、財政比較や統一的な掌握を目的といたしまして地方財政状況調査上統一的に用いられます会計区分で、一般会計と公営企業会計を除く特別会計との合計であります。

本市で言います普通会計に当たりましては、一般会計、またコミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計が普通会計に含まれております。

左側に決算規模でございますが、少し黒く印刷いたしておりますが、18年度決算、歳入総額につきましては221億8,446万3,000円で、753万4,000円と、わずかながら増加をいたしております。

歳出総額につきましては218億7,011万6,000円で、前年度比較して1.7%、3億5,684万9,000円増加しているところでございます。

次に、歳入歳出差引額につきましては3億1,434万7,000円で、平成19年度へ繰り越しました繰越財源1億969万6,000円を差し引いた実質収支は2億465万1,000円の黒字となりました。18年度の実質収支から前年度、17年度の実質支出額を差し引いた額であります単年度収支につきましては、2億1,537万3,000円の赤字になったわけでございます。また、単年度収支に財政調整基金積立金3億5,836万9,000円を加算し、財政調整基金取崩額5億4,000万円を差し引いた額である実質単年度収支につきましては、3億9,700万4,000円の赤字となっております。

左の表の下の3段目、標準財政規模でございます。地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すものでございまして、普通交付税の基礎指標となる数値でございます。平成18年度は128億1,090万3,000円で、前年度と比較いたしますと8,216万7,000円増加しております。国庫補助負担金の一般財源化に伴いまして基準財政需要額の経常経費の加算及び公債費の交付税加算の増が増加の主な理由でございます。

右の表の1段目の経常収支比率でございます。この比率につきましては、義務的性格でございます人件費、扶助費、公債費のほか物件費、補助費など歳出の経常経費に地方税、また交付金、普通交付税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見ることによりまして財政構造の弾力性を判断するための指標でございます。ちなみに平成18年度の経常収支比率につきましては、94.7%の前年度と同率となっ

たわけでございます。

以下借入金の返済額に係ります比率でございますが、公債費比率につきましては19%、0.1%上昇いたしておりますが、公債負担比率につきましては24.9%で0.7%の上昇、また起債制限比率につきましては、13.9%で0.4%の上昇と、長期借入金の償還金の増加に伴いまして公債費に係ります3つの財政指標はいずれも上昇をいたしておりますところでございます。

また、17年度決算から公債費に係ります新たな財政指標といたしまして実質公債費比率が定められました。これには従来の普通会計の起債制限比率であります交付税措置されました額を除いた地方債の元利償還金に対する標準財政規模の割合に上下水道事業の公費負担、また一部事務組合の借入金の償還費分の負担金などを加算した比率でございますが、数値といたしましては17.9%と、前年度と比較いたしまして1.1%増加いたしております。この指標が18%を超えますと起債の許可団体となりまして、新たに地方債を借り入れる場合におきましては公債費負担適正化計画、財政運営計画を策定した上で県の起債発行の許可を受けなければなりません。25%を超えますと、一部地方債の発行が許可されなくなる状況になります。積立金の現在高は16基金全体で58億846万9,000円で、前年度と比べまして8,012万1,000円減少いたしております。また、財政調整基金の残高につきましては、10億4,587万9,000円で、前年度と比較して2,836万9,000円増加し、減債基金は9,577万3,000円で、前年度と比較いたしまして12万2,000円増加いたしております。

次に、普通建設事業の決算額でございますが、39億4,757万4,000円で、前年度と比べまして3.9%、1億4,719万6,000円増加いたしております。地方債現在高につきましては、347億5,085万4,000円で、地方債の償還が借入金を上回っておりますことから前年度に比べまして0.8%の減、2億8,489万1,000円減少をいたしております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。この2ページにつきましては、平成18年度の費目別の歳入決算と前年度の比較を掲げております。

主な費目についてご説明をいたします。まず地方税の18年度決算につきましては33億9,211万3,000円で、前年度と比較いたしますと4,384万円、1.3%のわずかながらも増加をいたしております。個人、また法人市民税、軽自動車税、たばこ税等が増加したものの固定資産税については既存の家屋の減価償却によりまして減少いたし、また入湯税につきましても利用者の減によりまして7.5%減少をしております。

中段の地方交付税のうち普通交付税ですが、83億968万2,000円で、前年度と比較しますと3,131万5,000円、0.4%減少しております。これは公債費の増加に伴いまして基準財政需要額が増加したものの、三位一体改革によりまして国からの税源移譲に伴う一時的な措置であります所得譲与税の増加に伴いまして基準財政収入額が増加したことによりまして、

結果的に普通交付税の交付基準額が減少したことが主な減少要因であると考えております。また、普通交付税には、いわゆる赤字地方債でございます臨時財政対策債への振りかえ分が控除されておまして、18年度分の振りかえ分は前年度と比較いたしまして8,680万円、10.5%減少しております。臨時財政対策債と普通交付税を合算した額は前年度に比べまして1億1,811万5,000円減少しており、実質的な交付額はかなり減少しているのが実情です。

次に、特別交付税ですが、8億1,118万7,000円、前年度と比較しますと3,788万5,000円、4.5%減少しております。このことにつきましては特別交付税は合併後3年間の合併加算が措置されていますことから、平成19年度以降は加算措置がなくなります。平成19年度はさらに減少を予想されると考えております。

次に、使用料につきましては、前年度と比較しまして7,538万9,000円、15.9%と大きく減少しております。これにつきましては美土里町の横田診療所が、年度中途ですが、従前一般会計を通して医師に支払っておりました診療収入に相当する経費を医師に直接収入したことによるものでございます。

国庫支出金は11億7,922万円で、前年と比較しますと1億1,868万6,000円、9.1%減少しております。平成17年度、国の合併補助金の交付額を消化したことと平成17年度に特別養護老人ホーム整備が終了したことによりまして民生費関係の補助金が減少、また道路整備費の補助金が前年度に比べまして減少したほか、昨年9月の災害によります土木施設災害復旧補助金が増加しております。

県支出金につきましては19億9,845万6,000円で、前年度と比較いたしますと1億8,576万5,000円、8.5%の減少で、県の合併推進交付金の減少が主な要因でございます。

次の地方債でございますが、30億5,320万円で、前年度に比べますと1億4,190万円、4.4%の減少をしております。一般財源であります臨時財政対策債及び減税補てん債等が9,930万円減少し、投資経費に充当する一般地方債が4,260万円減少しております。

次に、3ページをお願いします。この表につきましては、歳入決算の構成比をグラフ化したものです。平成18年度の歳入決算の構成比、地方交付税が41.1%を占め、続いて地方税が15.3%、地方債につきましては13.8%、県支出金については9%となっており、地方交付税に大きく依存した歳入構成となっております。

続きまして、4ページをお願いします。歳出の性質別経費の決算額を掲げております。主な費目をご説明いたしますと、人件費につきましては平成18年度決算は43億3,621万4,000円で、前年度と比較しますと7,580万9,000円、1.7%減少しております。

続きまして、扶助費ですが、16億4,372万5,000円で、前年度比といたしましては1,559万3,000円、1%増加しております。このことにつつま

しては児童手当の増加が主な要因であると考えております。

公債費につきましては、39億7,981万8,000円、前年度と比較して5,092万3,000円、1.3%増加しております。

物件費につきましては27億5,150万5,000円で、前年度比2億9,043万2,000円、9.5%と大きく減少いたしております。節別で旅費が1,894万7,000円、事業費が7,453万円、役務費が1,272万6,000円、備品購入費が695万4,000円、委託料が1億5,684万6,000円で、それぞれ減額をいたしております。前年度に比べまして除雪委託費の減少、また診療委託費の減など特殊要因もありますが、これら特殊要因を除くと経費節減等によりまして前年度と比べまして4.5%、1億4,000万円の経常的な物件費が減少しておるといように考えております。

維持補修費ですが、2億758万3,000円、前年度比で132万3,000円、0.6%増加しております。保育所施設等の維持補修がやや増加している状況でございます。

補助費でございますが、16億3,568万4,000円で、前年度と比較いたしまして4,643万7,000円、2.8%の減少いたしております。内容といたしましては、芸北環境施設組合への一部事務組合の負担金が4,571万5,000円減少した関係、また農地災害補助金が2,413万6,000円増加いたし、施設改修に伴う休業補てんとして支出をしました神楽門前湯治村支援費が2,700万円増加しております。

繰出金でございますが、24億2,759万円、前年度比9,952万5,000円、4.3%増加しております。上下水道特別会計への繰出金が7,910万2,000円、国保会計繰出金が1,416万3,000円、介護及び老人保健特別会計繰出金が626万円、それぞれの増額が原因です。

続きまして、投資及び出資金・貸付金ですが、470万4,000円、前年度比で8,214万4,000円、94.6%減少しております。平成17年度の安芸高田アグリフーズへの出資金1,130万円、上水道事業に係ります一般会計で借り入れた出資債相当額の出資金2,000万円が減の要因です。

次に、積立金ですが、4億4,107万9,000円、前年度比で69.1%、1億8,019万円の増額。歳計余剰金の2分の1相当額の財政調整基金の積み立てなどによる増が主な原因です。

投資的経費でございます普通建設事業におきましては、補助事業費が減少したものの第二庁舎と総合文化保健福祉施設の整備事業費の増加によりまして前年度と比べまして1億4,719万6,000円、3.9%の増加です。39億4,757万4,000円となっております。

また、災害復旧費におきましては、平成18年9月に発生しました台風13号の影響による災害によりまして前年度比に3億5,692万1,000円、259.2%増加し、4億9,464万円となっております。

なお、主な増減理由を左の備考欄の方に掲げさせていただいておりますが、財政の弾力性を判断いたします経常収支比率の増減を掲げております。

まず、人件費に係ります経常収支比率につきましては、前年度と比べて0.2ポイント、物件費が0.7ポイント、維持補修費が0.1ポイント、補助費等が0.2ポイントそれぞれ減少しております。合わせて1.2%減少しましたが、公債費に係ります比率が0.5ポイント上昇し、繰出金が0.7%上昇し、結果的に経常収支比率につきましては前年度と同率の94.7%になったわけです。経費節減によります物件費等の切り詰め、また公債費、また長期借入金の償還金が増加しておりますことから、なかなか経常収支比率を下げるできないのが現在の状況であると考えております。

次に、5ページをお願いします。性質別の歳出決算の構成比をグラフ化したものです。平成18年度の決算の構成比につきましては、人件費の割合が19.8%と最も高く、続いて公債費が18.2%、普通建設事業費が18.1%、物件費が12.6%、繰出金が11.1%となっております。義務的経費でございます人件費、扶助費、公債費の合計は、前年と比べまして929万3,000円、0.1%減少し、決算構成比も46.4%から45.5%と、0.9%の構成の割合で減少をしております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。ここに掲げております普通会計の目的別決算を掲げておりますが、平成18年度の目的別決算構成割合につきましては、民生費が20.2%と最も高く、次いで公債費18.2%、総務費が17.2%、教育費が11.1%、農林水産業費が9.9%、土木費が7.8%と続いております。主な増減理由につきましては、右の摘要欄をごらんください。

続きまして、下の7ページにつきましては、合併後の目的別決算額の推移です。ご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、次の8ページをお開きいただきたいと思います。左の表におきましては平成12年度から主な財政指標の比率の推移で、棒グラフが経常収支比率、折れ線グラフが公債費関係の比率をあらわしています。いずれの数値も年々上昇しておりますが、平成12年度と比較しますと経常収支比率が9.9ポイント、公債費比率が2.8ポイント、起債制限比率が2.5ポイントそれぞれ上昇しておるような状況です。棒グラフの経常収支比率につきましては、先ほど申しましたとおり歳入の市税、各種交付金、普通交付税等の経常的に歳入されます経常一般財源が人件費、公債費、物件費の経常的に歳出経費にどの程度充当されているかを示す数値です。平成18年度におきましては、経常一般財源の総額の94.7%が経常的に歳出に充当されており、残りの5.3%しか臨時的な施策経費に充当できないことをあらわしております。一般的に95%が危険ラインとされておりますが、起債制限比率につきましては交付税措置等の額を除いた地方債の元利償還金の標準財政規模の割合で14%が危険ラインとされており、安芸高田市におきましてはいずれの数値も危険なラインに迫りつつあるのが現状であると判断をしております。

右の表の財政調整基金、また減債基金を合わせた基金現在高と普通会計における地方債残高の推移を掲げております。基金が年々減少するの



に反比例して地方債の残高は年々上昇しております。6年間で基金は3分の1に減少し、地方債現在高につきましては2割増加しておる状況です。

次の9ページをお願いします。平成19年度の普通交付税の算定額が確定しておりますことから19年度、18年度の普通交付税の明細を記載したものでございます。普通交付税につきましては市町村合併後10年間の合併加算措置である合併算定がえがありますことから、旧町別の算定方式となるわけです。平成19年度の合併算定がえの普通交付税、左側の赤線で囲ってあります交付額は80億8,356万7,000円で、合併加算された交付確定額です。すぐ右側に市一本算定の交付額を掲げておりますが、合併加算がない場合におきましては58億4,808万3,000円で、合併加算措置が終了する平成31年度には現行の交付税制度が存続する仮定として現状の交付額よりも22億円余り減少することとなります。

なお、平成19年度から普通交付税の制度改正が行われまして、従来の基準財政需要額につきましては経常経費と投資的経費及び公債費に分類をされておりました。今回は個別算定と人口、面積を基準とした包括算定、及び公債費に変更されました。また、内容的に見ますと頑張る地方応援プログラムとして魅力ある地方を目指して前向きに取り組み、行政改革の実績を示す指標や行政改革の指標、農業算出額、製造品出荷額、事業所数、出生率、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者の就業率、ごみの処理量の9つの成果の指標が全国の類似団体等の標準以上に向上した団体に対して、その程度に応じて交付税の基準財政需要額に割り増し算定が行われております。また、地理的特殊事情等を考慮しまして国平均以上に歳出を削減している過疎地域等の市町村につきましては、さらに割り増しの措置がされておるわけでございます。本市におきましては、国の方が算出をしております数字につきましては平成19年度におきましては2億1,076万4,000円の地方応援プログラム加算が措置されておるといように算出をしております。

次に、下段の表ですが、及びグラフの普通交付税の推移を記載をいたしております。

10ページお開きいただきたいと思っております。10ページは、各種基金別の現在高を掲げております。

下の11ページは、各基金残高の推移をグラフであらわしております。特定目的基金のうち平成16年度に創設し、果実運用をしております地域振興基金を除くほとんどの基金は減少傾向にあるわけです。

12ページをお願いします。会計別の地方債の現在高を掲げております。中央の平成18年度末現在高は、一般会計が383億9,448万3,000円で、前年度と比較しまして1億4,307万円の減少をしております。7つの特別会計の残高につきましては、2億1,174万1,000円増加しております。132億7,558万2,000円となりまして、一般会計、特別会計を合わせますと地方債の残高につきましては516億7,006万5,000円で、前年度と比較します

と6,867万1,000円増加しております。

次に、13ページの表でございます。普通会計の地方債現在高と借り入れ先現在高を掲げております。左の表の地方債別の構成割合につきましては、一般単独事業債が45.9%と最も高く、次いで過疎対策事業債15.4%、普通交付税の振りかえ財源である臨時財政対策債が15.1%、辺地対策事業債が3.6%というように続いております。

なお、区分5の一般単独事業債のうち細区分の合併特例債事業の残高は、現在で75億1,093万1,000円、全体に占める割合につきましては21.6%の構成比を見ております。

続きまして、14ページをお願いします。このページにつきましては、本市と人口規模の同等な類似しております大竹市、竹原市、江田島市、また近隣の県北の2市、三次市、庄原市の財政状況をそこに掲げております。中山間地域に位置する県北3市につきましては、いずれも沿岸部の市と比較しますと総体的に財政状況が悪い現状です。下の15ページは、経常収支比率、また起債制限比率の推移をグラフ化したものです。平成16年度の三次市の経常収支比率が100%を超えておりますが、このことは三次市については16年4月1日の新設合併ということで平成15年度の出納整理期間が存在しないこととなっております。15年度未払い分の経費を平成16年度の予算から過年度分として支出していたことから比率が100%を超えた数値になったのではなかろうかと考えております。沿岸部の大竹、竹原市と比較しまして県北3市は、いずれも数値の高い比率を推移をしておる現状です。

続きまして、16ページをお願いします。これは各市の18年度歳入歳出決算の構成比を掲げております。決算額、構成比とも県北3市において緑色で示しております地方交付税の依存度が沿岸部の大竹市、竹原市と比較して高い状況でございます。

17ページですが、各市の歳出決算額と歳出の構成をあらわしております。本市を含め県北3市は、合併も一つの要因であります人件費、公債費、また普通建設事業費の決算額が高い傾向が見られます。

続きまして、18ページをお願いします。これは各市の財調、また減債基金の現在高と地方債現在高の推移を掲げております。

左の基金残高は、合併した4市においては5年前と比較して急激に減少しておる現状がございます。

右の表の地方債の残高につきましては、当市を含め県北3市とも残高が沿岸部の市と比較いたしますと突出した残高となっておりますような状況です。

下の19ページですが、各市の普通建設事業費の推移を掲載しております。

左の表は、過去4年間の普通建設費の推移ですが、単独市制を維持しております竹原市、大竹市につきましては総体的に事業費が少なく減少傾向に見えます。

また、本市と庄原市については、やはり合併後の普通建設事業費が半減しておりますが、右の表の歳出決算に占める普通建設事業の割合を表にあらわしたものです。

続きまして、20ページの表をお願いします。これは参考資料としてつけさせていただいておりますが、それぞれの団体の人口1人当たりの主な歳入決算、歳出決算、地方債の現在高、基金の残高を掲げております。いわゆる人口1人当たりの行政コスト的なものをあらわしたものです。

次に、22ページからにつきましては、本決算と同様の資料編としてあらわしております。平成18年度の会計別収支決算等を掲げております。22、23ページの上段の表は会計別の予算の推移、下段の表につきましては会計別の決算収支額を記載しております。実質収支は、老人保健特別会計を除きいずれの会計も黒字になっております。また、老人保健特別会計の赤字につきましては、医療費に係ります歳入の国県補助金及び支払い基金の医療費の交付金については制度上翌年度方式となっております関係上、19年度の歳入の過年度精算金として歳入されますことから、平成19年度予算からの繰り上げ充用金により決算処理を行っております。

24ページは、各会計別収支決算の前年度の比較です。

25ページの上段の表につきましては会計別の歳入決算の収納率、下段の表につきましては歳出の決算の執行率を掲げております。

26ページにつきましては一般会計の歳入歳出の決算額、27ページにつきましては一般会計節別の決算額と前年度の比較表です。

特徴的なものをご説明しますと、いずれにいたしましても1款の報酬から4款の共済費、また人件費、いずれの節も前年度と比べまして減少しておる現状です。18節の備品購入費につきましては18年度と比べまして5,400万余り増加しておりますが、このことにつきましては、平成18年度に消防工作車及び高規格救急車の導入によりまして、1件100万円以上の備品購入費でありますこれらの経費は、性質上普通建設事業費に分類されます。なお、一般備品は、前年と比較いたしまして690万円減少しております。19節の負担金補助及び交付金ですが、前年度と比較しまして3億2,700万余り増加しております。平成17年度から繰り越し事業でございました農畜産物の処理加工センター整備補助金5億3,858万4,000円が主な増加理由で、その補助金につきましては性質別では普通建設事業費に分類をしております。その他7節の賃金、8節の報償費、11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料などにつきましては、減少をしております。先ほど性質別経費の物件費で申しましたが、除雪経費の減少等特殊要因を除いて行革に伴いました経費の節減効果が決算にあらわれているものと考えております。

次に、28ページ、29ページにつきましては一般会計の款項別の歳入決算、30ページ、また31ページにつきましては款項の歳出決算の一覧を記載をしております。

32ページにつきましては、会計別の決算の未収金及び不納欠損額の状

況を示しております。一般会計におきます未収金は、分担金及び負担金につきましては、未収金が減少したものの合計で未収金が1,136万2,000円増加する結果となっております。不納欠損処分額につきましても42万9,000円増加しております。国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計につきましても、未収金につきましては増加します結果となっております。上下水道の特別会計につきましては、浄化槽整備事業特別会計を除く会計で未収金が減少しております。結果といたしまして、一般会計、特別会計を合わせますと1,955万円余りの未収金が増加している状況です。

19年度からの地方分権に伴います税源移譲によりまして国の所得税と地方税の税率が変更になりました。地方税のウエートは増しております。税の徴収率の向上はどの自治体も大きな課題の一つとなっております。今後、16年7月から設置されております市税等の滞納整理対策本部の組織によりまして一層強化し、収納率の向上、また市民の皆さんの負担の公平に努めてまいりたいと考えております。

33ページからは普通会計決算カードを掲げております。

また、37ページからは主な財政の用語の記載をいたしましたものでございます。

以上、18年度の普通会計によります財政状況の概要の説明を申し上げます。

次に、前回お配りをさせていただいております財政運営方針、また実施計画等につきましては、お配りをいたしております資料に基づきまして、この時間をおかりして皆さんにご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。担当課長の方から説明をさせていただきます。

○山本委員長

沖野財政課長。

○沖野財政課長

それでは続きまして、安芸高田市の貸借対照表及び行政コスト計算書、こちらのご説明をいたしたいと思います。

この貸借対照表及び行政コスト計算書につきましては、新地方公会計制度によりまして平成20年度決算から地方自治体の資産や負債の状況並びに人的サービスや給付サービス、施設の維持管理など、資産形成につながる1会計年度内の行政サービスにつきまして貸借対照表及び行政コスト計算書により作成することが総務省事務次官通達により要請されておるところです。

平成12年に総務省から示され、試行的に統一されています作成基準に基づきまして合併後の安芸高田市における貸借対照表及び行政コスト計算書を試算したところです。

なお、今後、新地方公会計制度研究会報告によりまして地方公共団体財務書類作成に係る総務省方式の改訂モデルが示されて、本年度中に決定される見込みとなっております。今後は、これにより改訂作業を行う予定としております。

主な改訂内容は、有形固定資産におけます償却年数の変更並びに普通財産の売却可能額の資産計上、これらのことが予定されておる内容というように聞いております。

次に、1ページをお願いします。目次を書いております。2ページ目から10ページ目までが貸借対照表に係ります用語の説明並びに考え方を記載しております。11ページ目に平成18年度の貸借対照表を記載いたしております。12ページ目から16ページ目までが附属書類といたしまして、有形固定資産明細書から始まりまして前年度との比較の表をつけております。17ページからが貸借対照表を活用した財務分析ということで掲げております。19ページからが行政コスト計算書。23ページが行政コスト計算書を載せております。25ページ目から目的別の行政コストということで、行政コスト計算書を活用しました財政状況の分析という目次になっております。

次に、2ページをお願いいたします。これまでの地方公共団体の財政状況を分析する指標としましては、普通会計決算をもとといたしました経常収支比率、公債費比率、財政力指数や類似団体別市町村財政指数のように地方公共団体をグループ化して比較分析する手法が用いられております。最近では、地方公共団体の資産や負債への関心が非常に高まってきております。こうした中、先ほど申しましたように平成12年に試行的ながらも貸借対照表の作成基準が統一されてきておるところです。このため合併後の市の資産状況を明らかにするために今回試算したものです。

次に、3ページをお願いいたします。自治体の貸借対照表の概念を記載いたしております。中段から下に表を掲げております。地方公共団体は利益の概念を持たないということで、企業と公共団体を比べております。民間企業におきましては左側の借方におきまして資金を運用するのに対して、地方公共団体は資産の状況を資産としてあらわす。また、右側の貸方につきましては、民間企業は資金の調達に対しまして公共団体は資産の形成方法、これには負債、正味財産、民間企業ですと利益等になりますが、地方公共団体の正味財産はこれまでの世代によって既に負担された分というあらわし方になっております。

4ページ目をお願いいたします。1として、対象会計範囲を決めております。これは対象会計範囲につきましては、新設合併前の旧高田郡6町及び一部事務組合の普通会計を対象といたしております。安芸高田市の普通会計につきましては、先ほど説明がありましたように一般会計、コミュニティ・プラント事業特別会計及び飲料水供給事業特別会計で普通会計が構成されておるところです。

2のデータといたしまして、地方財政統計、いわゆる決算統計が電算処理をされ始めました昭和44年度以降のデータを基礎数値として活用しておるところです。

次に、5ページをお願いします。3の作成基準日ですが、単年度ごと

に作成するというので、平成18年度の作成基準日は平成19年3月31日を期末としております。ただし、5月までは出納整理期間がございますので、この現金の収支につきましては基準日までに終了したものととして作成をしております。

資産についてですが、中段に表を掲げております。1の有形固定資産、2の投資等、3の流動資産というように資産をまとめております。

下段から有形固定資産について説明をしております。取得原価主義により評価をしております。また、これは定額法により減価償却し行政目的別に区分表示をしております。

減価償却につきましては、6ページ右、下段の表に記載をしております。こちらの表の行政目的別並びに耐用年数によりまして減価償却をしておるところです。また、民間への施設整備補助金のように効果が長期的に発現するものでありましても、その財産の所有が市に帰属していないものにつきましては、市の資産として計上はしておりません。

7ページをお願いします。2の投資等ですが、(1)の投資及び出資金としまして、下に掲げております出資金を計上しております。下段になりますが、(2)の貸付金につきましても下段と8ページ上段に掲げております貸付金を計上しております。(3)の基金につきましても下段に掲げております特定目的基金を計上しております。(4)の退職手当組合積立金につきましては、広島県退職手当組合が保有しております安芸高田市分の資産を計上しておるところです。

3の流動資産につきましては、(1)の現金・預金、これには流動性の高い基金であります財政調整基金と減債基金を含んでおります。

(2)は、未収金として計上をしております。

9ページをお願いいたします。貸借対照表の右側の貸方に掲げる項目になりますが、負債といたしまして上の表に掲げております1の固定負債、2の流動負債に分けて計上をしております。

1の固定負債につきましては、(1)の地方債としまして翌年度に予定されております元金償還金を控除した額を計上しております。これは地方債残高の元金部分のみを計上しておる内容となっております。

(2)の債務負担行為ですが、こちらは地方自治法上の債務負担行為の限度額とは異なっております。①のPFI、いわゆる民間資金を活用しまして公共施設を整備し、過年度その費用を負担していくというものが該当しますが、本市にはございません。②の債務保証または損失補償ですが、破綻によりまして負担する額が確定したものを計上することになっておりますが、こちらも現在はございません。(3)の退職給与引当金といたしまして、年度末に全部の職員が退職したと想定し、必要な退職手当の額を計上しております。

2の流動負債ですが、(1)としまして翌年度償還予定額、これは1年以内に償還が参ります起債の元金償還額を流動負債として計上をしております。10ページをお願いします。(2)の翌年度繰上充用額、これ

は普通会計におきましてはございませんでした。

正味財産につきましては、これまでの税金や国県補助金などを財源としまして既に現在の世代が負担した額となっております。

具体的なバランスシートにつきましては、11ページとなっております。19年3月31日現在のバランスシートでございます。左側、借方、上段に資産の部を掲げております。中段より上に有形固定資産合計ということで796億1,348万9,000円の有形固定資産を計上しております。その上にうち土地としまして148億3,943万7,000円を計上しております。

有形固定資産の内訳につきましては、12ページをごらんいただきたいと思っております。有形固定資産明細書ということで、一番下の合計をごらんいただきたいと思っております。費目ごとに分けまして先ほどご説明しました定額法によりまして減価償却をしました残りの額を計上いたしております。取得価格といたしまして1,823億4,092万6,000円、昭和44年以来公共投資を行ってきておるという内容になっております。現在までの減価償却が1,027億2,743万7,000円でありますので、先ほどの796億1,348万9,000円が有形固定資産として計上しております。

なお、土地につきましては、13ページに土地明細書をつけております。こちらにつきましては減価償却はしておらず、取得価格で評価をし、計上しております。

また11ページにお戻りをいただきたいと思っております。左側、借方の2の投資等、先ほどの説明に基づきまして出資金、貸付金、基金等、また退職手当組合の積立金の合計は57億2,387万4,000円。下段の方になりますが、流動資産といたしまして現金・預金、未収金合わせまして20億1,893万円が流動資産の合計で、安芸高田市の総資産としましては873億5,629万3,000円となっております。

次に、右側の貸方ですが、中段より上に負債の部を掲げております。1の固定負債、(1)の地方債としまして、償還が予定されている元金といたしまして315億1,256万5,000円。(2)の債務負担行為は、ございません。(3)の年度末に職員が一斉に普通退職したと想定した退職給与引当金の額は、45億1,956万8,000円。合わせまして固定負債としましては360億3,213万3,000円を計上しております。中段の流動負債は、合計で32億3,828万9,000円。負債の合計としましては392億7,042万2,000円となっております。

左側の資産から負債を引きましたのが正味財産で、正味財産としましては480億8,587万1,000円という状況になっております。

次に、14ページをお願いします。先ほどのバランスシートには市の資産としては計上しておりませんが、他団体に対しまして補助金、負担金という形で支出しました資産の額を計上しております。昭和44年度以降の累計額は185億3,531万7,000円という金額になっております。

続きまして、15ページ、16ページは、平成17年度の貸借対照表並びに16ページにつきましては平成18年度との比較という形で記載をしております。

ます。

次に、17ページをお願いします。貸借対照表を活用した財務分析ということで、上段ですが、社会資本形成の世代間負担率ということでまとめております。正味財産の合計を有形固定資産の合計で割ることによりまして世代間負担率が出てまいります。約60%が既に今までの世代によって負担された有形固定資産になるということがこれから読み取れる表になってまいります。

18ページをお願いします。3の有形固定資産の行政目的別割合ということで、上の表はどの分野に資産形成がされたかということをもとめております。中山間地に位置する安芸高田市では、主に生活インフラ整備、農林業振興及び教育施設に重点投資されておるといことがこの表から読み取れる内容になっております。

4の住民1人当たりの貸借対照表を中段から下に記載をしております。

次に、19ページをお願いします。こちらから行政コスト計算書になってまいります。貸借対照表を作成したことによりまして市の資産、負債の状況は今まで明らかになってまいりました。一方で、市の行政活動は、資産の形成、いわゆる投資事業だけでなく人的サービスや給付サービス、施設の維持管理など資産形成につながらない1会計年度内の行政サービスが多くあります。1会計年度内の行政サービスに係るコストを明らかにするために、この行政コスト計算書を作成しておるとい内容になっております。

名称ですが、行政コスト計算書は企業会計の損益計算書に該当するものですが、地方公共団体は営利活動を目的としておりませんので、行政コスト計算書という名前を用いております。

内容につきまして、企業の損益計算書では売り上げに対応する売上原価を費用として算出しておりますが、地方自治体の場合は行政サービスにどれだけのコストがかかっているのかを計算するものとし、資産形成につながる支出を除いた現金支出に当該年度の減価償却費、不納欠損金及び退職給与引当金といった非現金収入も加えて計算しておるところが特徴となっております。

3の分類ですが、一番下の表に大きく人にかかるコスト、物にかかるコスト、移転支的コスト、その他のコストというように分類をしております。これらを年度ごとあるいは類似団体と比較することによりまして行政コストがいかに移ってくるかということがわかる内容になっております。

20ページから22ページ目までが行政コスト計算書に係ります用語の解説になっております。

続きまして、23ページをお願いします。こちらが総務省から示されております行政コスト計算書の様式になっております。

下の24ページにつきましては、平成17年度の行政コスト計算書となっております。



数字が表になって並んでいるだけで大変わかりにくいと思いますので、これを活用した分析について25ページからご説明をいたします。先ほどの表につきまして目的別、費目別に並べた表が上段の表になっております。対前年度比で大きくふえておりますのが農林水産業費並びに災害復旧費となっております。農林水産業費につきましては農畜産物加工処理施設に係る国県補助金等を間接補助として市から行ったことによりまして、単年度的に18年度が大きくふえておるところです。災害復旧費につきましては今年の台風13号の接近に伴う集中豪雨による災害復旧事業、これが大きく要因しておるところです。

下の表の性質別行政コストをごらんいただきたいと思います。まず人にかかるコストとしまして、一番上に人件費を掲げております。対前年度比で7,772万2,000円ほど減少しております。こちらの分析結果は、職員数、普通会計としましたら19名減っておりますが、普通会計の職員は減少しておるわけですが、平成17年度に行っておりました職員給与の時限カットを18年度に解除したということで人件費の削減額が低額になっておるといふ分析結果です。

次に、退職給与引当金繰り入れですが、こちらにつきましては4億687万6,000円の増加となっております。人件費的には退職者の不補充により減っておりますが、早期退職などの増によりまして一時的に退職給与引当金繰り入れがふえておるといふ減少になっております。これは人員削減時に起こり得る現象であるというように分析をしております。

次に、物にかかるコストですが、物件費といたしまして2億9,043万2,000円、対前年度比で減少をいたしております。特殊要因を除きましておおむね行革の効果によりまして削減額は、1億4,000万程度と見込んでおります。維持補修費につきましては132万3,000円の増加、減価償却費につきましても1億1,400万余りの増加となっております。

移転支的コストにつきましては、扶助費につきましては1,559万3,000円、これは今後年々増加していくものと見込んでおります。補助費につきましては、単独補助金などのカットによりまして4,643万7,000円の減少、繰り出し金につきましては主に上下水道事業に7,910万2,000円を繰り出しておる関係上9,952万5,000円増加をいたしております。普通会計事業費、他団体への補助金等ということで3億4,348万5,000円ふえておりますが、こちらにつきましては農畜産物処理加工施設に係る国県補助金、先ほどの農林水産業費がふえておると同じ理由で増加しております。

その他のコストとしまして、災害復旧事業は台風によりまして3億5,692万1,000円の増加、これらの内容となっております。この性質別行政コストを年度ごとに分析することによりまして市の取り組み、行財政の効果、これらのある程度大まかに把握できるものではないかと思っております。

次に、26ページは、他団体と比較するに当たりまして財政規模が違い

ますので非常にわかりにくいということで、住民1人当たりのコストを出しております。一番下の表に他市との比較を出しております。1人当たり安芸高田市は、平成18年度は59万9,000円、17年度の57万3,000円と比べて若干ふえておりますが、性質別行政コストでご説明いたしましたように災害復旧費など特殊要因により増加しておるものと考えております。ちなみに三次市の平成17年度、これは日本経済新聞に掲載されておったものですが、51万1,000円、平成17年度の数値です。また、インターネットなどで調べました数値につきましては、類似団体として右側に掲げております。いずれも17年度決算の数値ですが、類似団体の中でも特によく状況が似ております島根県雲南市は56万3,000円で、ほぼ本市と同程度の行政コストがかかっているという分析結果になっております。

続きまして、27ページをお願いします。性質別の行政コストの人にかかるコストや物にかかるコスト、これらを行政目的別に示しますと市の行政活動において資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているのかということをおおむね把握することができます。上の表によりまして人にかかるコストの割合が消防が46.2%、総務費が19.13%、民生費が14.64%と高い割合を示しております。いわゆる人にかかる労働集約型の行政サービスということが分析できると思います。一方で、農林水産業費などは1.数%と、非常に低い値となっております。有形固定資産、資産をつくる割にはそれほど労働力の要らない行政サービスの分野になっておることが分析できます。

また、物にかかるコストの割合は、衛生費が47.51%と比較的高く、ごみ処理に関しましては物をつくるコストが非常に高いということが読み取れる内容となっております。以上で説明を終わります。

○山本委員長 資料の説明中ですが、この際、11時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたしますが、一言ちょっとご報告をいたし、皆さんにご理解を賜りたいと思います。

児玉市長が公務のためこうしてこの席をきょうは外させていただくということでございますので、市長に対する質疑等につきましては、またこの決算審査委員会の中で答弁を求めるように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

新川総務部長。

○新川総務部長 先ほど委員長さんの方からご報告をいただきましたように、本日市長の方が島根県の大田市におきまして国土交通省、また地域整備局等まちづくり、住まいづくりに関する意見交換会が実施されることになっております。市長は、本日12時よりそちらの方に行かせていただくようになっております。国のこうした事業等でございますので、意見交換という

状況で、欠席することが難しいので、そちらの方に出席をさせていただいて、本決算審査特別委員会の方には欠席をさせていただくようになりました。

本日、先ほど来からご説明をさせていただいております行政コスト計算、また後ほどご説明をさせていただきますが、財政運営方針なり、また実施計画等につきまして本日ご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどから委員さんよりご指摘もいただいたわけですが、本日は説明だけにさせていただいて、自治振興部の所管の中でもございますので、あわせてあすまた皆さん方のご意見等も拝聴させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひします。

○山本委員長 ただいま総務部長に説明をしていただきましたが、あす27日の自治振興部の決算審査委員会できょう説明をしていただきました中での市長の質疑等を受けたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議を再開いたします。

沖野財政課長。

○沖野財政課長 先ほど普通会計財政状況並びに安芸高田市の貸借対照表及び行政コスト計算書に基づきまして決算の分析をしてまいったわけですが、次に、これらの決算分析に基づきまして財政運営方針・財政健全化計画、こちらを作成しておりますので、説明をさせていただきたいと思ひます。

説明につきましては、財政課広瀬係長より説明をいたします。

○山本委員長 広瀬係長。

○広瀬財政課財政係長 それでは続きまして、財政運営方針・財政健全化計画についてご説明を申し上げます。

運営方針・健全化計画、平成20年度から平成29年度、10カ年と表紙に書いてある資料をお願いします。

1枚目をお開き願ひします。目次、計画書の全体的な構成ですが、初めに現状の分析ということで過去の決算状況を振り返り、これまでの財政運営を分析しております。それを踏まえて、このままの状態に推移した場合の今後の財政収支見通しを推計いたしております。次に、財政運営方針・健全化計画の基本的な考え方、また健全化へ向けた具体的な取り組み、取り組み後の収支見通し及び財政指標の推計を掲げております。

続きまして、次のページをお開き願ひします。左のページにつきましては、国の動向、これまでの経緯、計画策定のいきさつ、また本計画の位置づけを述べたものです。

右の1ページをお願いします。市の財政の現状といたしまして、合併以降の決算規模を掲げております。中央の表をごらんください。歳入歳出の決算規模につきましては、平成15年度中途の合併以降年々減少の傾向にあります。中ほどの実質収支の額は、いずれも黒字で推移しておりますが、その下の単年度収支の額及び一番下の段にございます実質単年度収支額は合併以降赤字が続いているのが現状です。実質単年度収支に

つきましては、単年度収支額から財政調整基金の積み立て、取り崩し等を相殺した額をいいます。いわゆるその年度に収入された額でその年の支出が賄えたかどうかを判断する数値です。本市においては合併以降単年度の収入で1年間の支出が賄い切れていない、収支が不均衡な状態が続いております。結果として、貯金を崩さなければ単年度の収入では支出が賄えなかったことを示しております。何の対策を講じないままこのまま実質単年度収支の赤字が続いた場合、貯金である基金が底をついた時点で財政的に行き詰まる事態が生ずるおそれがあり、財政の健全化は急務となっております。ただし、現実的には不用額が毎年2億円程度生じておりますので、直ちに行き詰まるということはないと思われませんが、実質単年度収支が合併以降赤字を続けているということは当然健全な財政とは言える状況ではございません。

続きまして、2ページをお開き願います。主な一般財源の推移を掲げております。市税につきましては、合併以降微増で推移しております。また、一般財源の総額につきましては、平成16年度以降は144億円程度とほぼ同額で推移をしてきております。しかしながら、平成19年度におきましては前年度の決算と比較いたしますと現段階の見込みでは4億円程度減少する見込みとなっております。

右の3ページについてですが、歳出の義務的経費等の推移を掲げております。人件費につきましては、退職職員の不補充などにより年々減少をいたしております。

扶助費につきましては、平成16年度から合併に伴いまして市制の施行により市の固有業務となりました生活保護費の加算の増加、また少子高齢化の影響などにより年々増加をいたしております。

公債費につきましては、合併前後の旧町の事業推進に伴う地方債の発行などにより償還額は年々増加いたしております。

また、義務的経費に準じます物件費につきましては、平成15年度の合併年度におきましては合併に伴う電算システム構築費などの多額の臨時的な経費を要しておりましたが、以降は年々減少の傾向にあります。

補助費等につきましては、合併以降年々減少いたしております。一方、上下水道、国保、老人、介護保険等への繰出金につきましては、年々増加の傾向にあります。

続きまして、4ページをお願いします。下のグラフの方で説明させていただきたいと思っております。平成元年度からの普通建設事業費の推移でございます。青色の棒グラフが普通建設事業費で、赤の折れ線グラフが地方債の償還額です。平成16年以降普通建設事業費は大幅に減少しております。平成15年度と比較しますと半減しております。しかしながら、中段の方に書いておりますとおり、人口規模などが類似しております県内の大竹、竹原、江田島市などの団体と比較するとまだ普通建設事業費は上回っているのが現状です。

なお、平成16年度以降、赤の折れ線グラフで示しておりますが、地方

債の償還額が普通建設事業費を上回った状態となっております。また、普通建設事業費のピークにつきましては平成7年度の107億2,000万円で、この年度におきましては決算額の4割を普通建設事業費が占めておりました。

右の5ページにつきましては、簡易水道事業、下水道事業の建設改良費の推移でございます。合併前の各町の事業推進に伴う投資的経費につきましては、地方債を主な財源としておりまして、この表が示すとおり今後しばらくの間その償還費が年々増加する見込みでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。普通会計の地方債残高等の推移でございます。下のグラフの方でご説明申し上げます。赤色の折れ線グラフが地方債残高、左側の草色の棒グラフがその年度の地方債の借入額でございます。右側の黄色の棒グラフは、その年度の地方債の元金償還額でございます。

平成13年度から平成16年度まではこれまでに借り入れた地方債に対する元金の償還額よりも新たに起こす地方債の方が多かったため、地方債残高は年々増加いたしておりました。普通会計におきましては平成16年度が地方債残高のピークと予想しており、以降年々減少する見込みと考えております。

しかしながら、将来負担の健全度を考慮いたしますと、中段にありますとおり人口1人当たりの地方債残高につきましては全国平均はもとより全国の類似団体、これ113団体ございますが、また県内の市町などと比べてもかなり高い数値となっております。

右の7ページの表は、簡易水道事業、下水道事業の地方債残高の推移でございます。上下水道ともにこれまで地方債の残高は上昇を続けております。

本市の地方債残高の増嵩により、今後しばらくその償還費は増加いたす見込みでございます。また、夕張市のように観光レジャー施設などの過剰な投資、融資などと違い、本市の現在の地方債の残高につきましては、反面では社会生活の基盤整備、また社会資本の充実の結果とも言えると考えられます。

続きまして、8ページをお願いします。基金残高の推移を掲げております。下のグラフが示しておりますとおり、財調、減債の基金の残高につきましては、合併前の平成12年度をピークに年々減少をしております。平成16年度以降につきましては、歳計剰余金の2分の1相当額を基金積み立てしたことにより辛うじて減少を食い止めているのが現状でございます。また、その他の基金につきましては、平成16年度に合併特例債を主な財源といたしまして地域振興基金を創設いたしております。

右の9ページにつきましては、経常収支比率の推移を掲げております。経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する比率でございます。人件費、公債費、扶助費、また物件費らの経常的な歳出に市税等の経常的な収入がどの程度充当されているかをはかる指標です。この比率が高いほ

ど投資的経費や政策的な経費に充当できる一般財源が少なくなることになり、財政構造の弾力性が失われていることとなります。本市の比率につきましても、下のグラフが示しておりますとおり平成13年度以降急激に上昇しております。これを見ておわかりのとおり、合併前を含めてかつてないほど財政の硬直化が進んでおり、危険ラインとされる95%ぎりぎりに位置しておるのが現状です。

続きまして、10ページをお開き願います。公債費であります借入金の償還の比率を示します起債制限比率、公債費比率の推移です。

右の11ページにつきましても、地方債の元利償還及び一時借入金利子を含めた公債費の推移を掲げております。11ページで示しておりますとおり、合併以降普通会計、簡水、下水、またその特別会計に充当しております過疎辺地債の償還額もいずれも上昇を続けております。全事業を合わせますと平成18年度の決算におきましても、平成15年度と比較いたしますと12%の増、5億6,600万円の償還額が増加しております。

普通建設事業費の項でもご説明申し上げましたとおり、合併前後の旧町の事業推進に伴う地方債の借り入れによりまして今後もしばらく償還額は上昇する見込みです。それに比例しまして公債費の比率を示す各比率も地方債の償還のピークを迎えるであろう平成22年度前後まで上昇する見込みです。

また、平成17年度の決算から新たな指標として加えられました実質公債費比率につきましても、1.1%の増加しまして、平成18年度決算は17.9%となっております。

続いて、12ページをお願いします。12ページにつきましても、近い将来起こり得る深刻な問題でございますし、また克服、解決すべき課題でもございます普通交付税の合併特例加算の終了についてです。下の表でご説明申し上げます。下の青色が普通交付税の一本算定といたしまして、合併特例がない場合の、これは平成19年度の数値を記載しております。これが58億4,500万でございます。

上の黄色の区分が合併特例加算分で22億4,000万円余り、平成19年度の交付額は80億8,400万円、交付額の約3割が特例加算分となっております。

交付税につきましても、合併後10年間は合併特例により旧6町が存在したと仮定して加算措置されます。その後5年間で段階的に縮減されて、16年目で加算の措置が終了します。本市におきましても、平成25年度までは満額の合併加算措置がございますが、現行の交付税の制度が続くと仮定しても平成26年度には前の年と比べて2億2,400万程度減少いたします。以降毎年5億円近く減少し、平成31年度からは現在の額と比較しますと単年度で22億4,000万近く減少することとなります。

今後これほどの額の歳入財源の確保は相当困難であると思われることから、歳出経費のさらなる縮減については必定と考えられます。

右の13ページにつきましても、財政健全化法についてでございます。

本来従来の地方公共団体の自主申告的な財政再建から客観的な財政指標を基準とした財政健全化法が制定され、平成21年度から適用されることとなっております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を基準としたものでございます。この比率が早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めた上で健全化に取り組まなければならないとされております。

また、その比率が財政再生基準以上になった場合は、財政再生計画を定めた上で、いわばかつての財政再建団体ですね、現在の夕張市のように国の監視のもとにおいて財政の再生を図らなければならないこととされております。

今後これらの指標にも十分留意した計画的な行財政運営が必要となります。基準が平成20年度の決算数値となることから、これから始まりまず平成20年度の予算編成の時点でこれらを見据えた措置が必要となってまいります。

続きまして、14ページをお開き願います。14ページは、財政的には直接的なかわりはありませんが、本市の人口の推移を掲げております。

しかしながら、人口の推移につきましては、今後の政策を決定する上で大きな要因の一つでもございます。また、財政的な面におきましても人口の増減については収支に大きな影響を及ぼすものであると考えております。

中ほどに人口の推移を掲げております。平成17年度の国調人口は3万3,096人。前回と比べますと1,343人、3.9%減少しております。40年前と比較しますと9,750人、22.8%も減少しております。国の推計によりますと、今後も国の総人口は減少傾向にあるとされており、本市においても今後さらに少子高齢化・過疎化が進むことが予想され、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢化による社会保障費の増加が懸念されるところでございます。

右の15ページにつきましては、年齢別人口構成、人口ピラミッドの推移を掲げております。

全国的な傾向ではございますが、人口の減少、少子高齢化につきましては本市にとってもかなり深刻な問題となっております。今後これらの施策に対応する経費が増加することが予想され、今まで以上に内部管理経費の削減等を行って、これらの政策的経費に充当する財源の確保が必要になってまいるものと考えられます。

続きまして、16ページをお願いします。16ページから資料といたしまして、16ページ、17ページが普通会計決算、過去25年間、四半世紀の決算規模を掲げております。

続いて、18、19ページは歳入決算の推移、また20ページ、21ページにつきましては歳出決算の推移、22、23ページは過去20年間の主な財政指標の推移を掲げております。

続きまして、24ページをお願いします。これまでの財政運営、過去の決算状況を振り返って今後の財政収支見通しを推計したものでございます。推計の期間、平成20年度から25年度まで、また健全化後の収支見通しにつきましては交付税の合併加算の終了する平成31年度までを普通会計ベースで平成18年度決算、また平成19年度予算をベースに試算をしております。また、投資的経費に充当可能な一般財源を推計するため、歳入歳出において投資的費用とその他の一般費用を分けて計上いたしております。なお、費目別の推計の考え方は、24ページの下記のとおり推計しております。

右の25ページが、健全化方策前の現状における財政収支見通しでございます。ちょっと表が見つらくて申しわけないですが、平成19年度を例にしてご説明を申し上げます。上段の歳入、左側に黄色で囲ってありますものが投資的経費の充当財源を除いた歳入予算額です。平成19年度につきましましては、上の歳入小計ということで170億9,300万円です。一方、その下の青い色で投資的経費を除きました一般歳出の小計2とあります。これ平成19年度が172億4,900万、その下にありますとおり、この時点で収支が1億5,600万円不足しているのが現状でございます。19年度の投資的経費、下にありますが、ゼロにしても市税や交付税などの一般財源で経常的な一般歳出が賄えていないというのが現状です。同様に平成20年度以降もこの状態が何もしない場合続くと予想されます。平成19年度のその下にあります投資的経費の収支、歳入Aとありますが、投資的経費に充当する地方債や国県補助金などの特定財源は25億円です。一方、下の歳出B、投資的経費の総額は26億9,400万円となり、その下にあるとおり投資的経費に充当の一般財源は1億9,400万円となります。

上段の一般的な歳出に不足する財源1億5,600万円、それに投資的経費に必要な一般財源1億9,400万円を合わせますと平成19年度におきましては、赤の二重線で囲ってあります合計収支が3億5,000万円不足している状況にあります。このため平成19年度においては当初予算におきまして収支不足分の財源として財調基金を3億5,000万円取り崩しているところです。これと同様に平成20年度以降もこのまま何の方策も講じない場合、このままでいけば繰越金が生じないと仮定した場合、財政調整基金がなくなります平成21年度以降については予算編成が困難になるおそれがあります。そのために今まで以上のさらなる財政健全化への取り組みが必要となってまいります。

続きまして、26ページをお願いいたします。財政運営方針と財政健全化計画の基本的な考え方でございます。計画の期間につきましては、平成20年度から平成29年度までの10カ年の計画としております。目標につきましては、現状の財政収支見通しで見込まれる財源不足の解消、財政の弾力性の改善、実現可能な市総合計画・実施計画の策定及び実施、持続可能な財政運営の確立の4本柱といたしております。

27ページからは、具体的な取り組みとして歳入財源の確保対策を掲げ



ております。1といたしまして収納対策の強化として市税等収納率の向上、2番目に遊休地の処分等未利用地の処分・貸し付け等の有効活用、3点目に使用料・手数料などの見直しによる受益者負担の適正化、4点目が企業広告の導入などによる新たな財源確保策の検討、また5点目としまして退職手当債の活用による歳出の人件費の平準化などを掲げております。

続きまして、28ページをお願いします。歳出の削減対策でございますが、初めに内部努力の徹底による人件費の抑制、内部管理経費の削減、また職員の意識改革による政策立案能力などの資質の涵養等人材育成などによる職員の資質の向上を掲げております。

29ページからは施策の見直しということで、事務事業の見直し、補助金等の見直し、民間委託等の推進、契約事務の見直し、三セク・外郭団体等の健全化、その他の事業としまして予算規模は縮小しても事業効果につきましては維持、また増大させていくよう創意工夫した上での事務事業の見直しを掲げております。

30ページをお開き願います。30ページにつきましては、投資的事業の見直し、公営企業の健全化、公債費の抑制を掲げております。

31ページからにつきましては、その他の取り組みとして、職員の節約意識を高める仕組みの導入、財政状況の開示、行政評価システムの導入、行政改革集中改革プランの実施と検証、地方分権・権限移譲への対応、新たな公会計制度への対応を掲げております。

32ページをお開きください。健全化方策の目標とする効果額を掲げております。歳入確保対策として、市税等収納率の向上、新たな歳入確保策の検討、そのほか頑張る地方応援プロジェクト事業の推進に伴う交付税の増加、また基金収益の増収など今後10年間で7億3,400万円の歳入の増加を目標としております。

右の33ページにつきましては、歳出の削減目標として、内部努力の徹底によるものが7億4,900万、その他施策の見直しによるものが14億6,900万、歳入歳出合わせて29億5,200万円の効果目標を掲げております。

34ページをお開き願います。健全化方策取り組み後の財政収支見通しを掲げております。一番下の方の赤の二重線にありますとおり、今後しばらく収支が不足する状態が続きますが、財政調整基金で取り崩しで対応を考えております。計画4年後の平成23年度には収支の均衡にめどをつけて、25年度からは収支不足を解消することを目指しております。

なお、35ページに赤の二重線で記載しておりますが、普通交付税の合併加算の減少により平成28年度から収支が不均衡な状態を迎えて、収支不足の第2波が訪れます。なお、交付税加算の終了する平成31年度以降につきましては、人件費及び公債費の減少により収支は均衡する見込みといたしております。

続きまして、36ページをお願いします。財政指標の決算見込みを推計したものです。下のグラフで説明いたしますと青の棒グラフが経常収支

比率、青色の折れ線グラフが起債制限比率、また赤色の折れ線グラフが実質公債比率の推移を推計したものです。

経常収支比率につきましては、依然として高い数値で推移しますが、平成23年度以降は徐々に改善して弾力性は徐々に回復傾向に向かう予定です。しかしながら、先ほど申しあげました普通交付税の合併の特例加算が平成26年度以降から段階的に減少するため急激な回復は望めないのが現状です。

また、公債費に係る比率につきましても平成22年度に地方債の償還のピークを迎える見込みであることから今後しばらく上昇を続けます。また、先ほどご説明申しあげましたとおり、既に借り入れを行っている地方債の元利償還が多額であるため短期間での急速な改善は望めませんが、高利な政府資金の繰り上げ償還、借りかえ、また交付税措置のあるより有利な起債の選択、また新たな借り入れの抑制を行いながら少しでも早く数値の改善を図りたいと考えております。

最後に、右の方にはまとめとしまして、市民の皆様の市財政に対する率直な思い、財政的な面における合併の経緯、これからのし遂げなければならない財政的な事項、また今後の方向性を述べたものでございます。

以上で財政運営方針・健全化計画の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、説明を求めます。

沖野財政課長。

○沖野財政課長 それでは、お手元にお配りしております財政運営計画につきましてご説明をいたします。

まず、表紙をごらんいただきたいと思います。午前中にご説明しました安芸高田市財政運営方針及び財政健全化計画とこの財政運営計画並びに後ほど説明します総合計画の実施計画の関係を書いております。矢印で3つを囲っております。運営方針及び財政健全化計画、この数値は財政運営計画、黒で網かけをしております今からご説明いたします数値と一致しておる内容となっております。また、この数値は実施計画、こちらの計画の数値とも整合性を持たせた内容としております。

1 ページ目をお願いします。推計方法についての概要でありますが、1の計画の目的としまして、先ほど表紙で説明しましたように財政健全化計画、財政運営計画、実施計画をリンクさせた内容となっております。この計画は、長期の財政運営に関し財政運営と事業実施計画の両面から検討を行うために作成したものです。後ほど数字をご説明しますが、

1,000円単位にまとめました金額で実際に幾らの財源が不足するか、こういった内容を取りまとめたものになっております。

2の計画策定方法ですが、普通会計につきまして歳入歳出を現状及び過去の実績、今後の変動要因等を勘案するとともに、行財政改革による目標効果額を考慮し、実施計画を実施した場合におけるいわゆる一般財源の過不足を推計するという形にしております。

(1)で、このために歳入推計に基づきましては、平成20年度以降の投資的事業費に係る国県補助金及び地方債などは見込んでおりません。歳出におきましても平成20年度以降の投資的事業費を見込んでおりません。これらの歳入歳出の一般財源の額を差し引きすることによりまして、結果といたしましては平成20年度以降において投資的事業を一切行わないと仮定した場合の一般財源の余裕額を投資的経費充当可能一般財源として一たん推計をしております。

次に、平成20年度以降の事業実施計画に基づき事業を実施した場合、必要な一般財源を計画事業に必要な一般財源として算出をしております。投資的経費充当可能一般財源から計画事業に必要な一般財源を減じた額を一般財源の過不足という形で推計をしております。なお、一般財源の不足額につきましては、財政調整基金の繰り入れを予定しておる内容としております。また、この計画は、翌年度以降の予算編成を拘束するものではないということを記しております。

3の計画期間ですが、通常財政計画は余り長期にしますと変動要因、制度の改正等によりまして後半の推計値に誤差が生じることが多くなっております。このため3年から5年スパンで行われるのが通常の形ですが、本市では午前中に説明しましたように平成22年度に起債償還のピークが達するというので、それ以後の財政状況が把握できないということから10年間を推計をしております。ただ、後半につきましては非常に制度の改正等に誤差が大きいということから合併特例債の経過措置に伴います地方交付税の減少や人件費、これらの動向に主眼を置いて推計しておる内容となっております。

2ページ目ですが、計画範囲としましては普通会計としております。なお、特別会計に伴います事業の一般財源、起債の後年度に係る公債費を繰出金と、一般会計から繰り出しするという形で考慮しております。

5番目の歳入項目推計、6番目の歳出項目推計につきましては、次のページからご説明をいたします。

それでは次に、7ページ、8ページをお願いします。3の歳入推計としまして、①で投資的経費に係る財源を除いたものということで推計をいたしております。市税等から始まりまして、交付金、交付税、その他の収入、地方債、歳入というように推計をしております。なお、右端の摘要欄に仮定を記載しておりますが、この仮定につきましては午前中にご説明しました財政健全化計画の仮定と同一のものでございます。

次に、②といたしまして投資的経費に係る財源ということで、平成19

年度までは投資的経費に係る財源を見込んだものを入れておりますが、20年度以降は抜いております。すなわち平成20年度以降投資的事業を一切行わなかったと仮定した場合の歳入推計をここで出しておるものでございます。

合計といたしましては、一番下の赤で囲っております数字になってまいります。ちなみに平成20年度の歳入推計は、168億8,541万8,000円となっております。

次に、9ページ、10ページをお願いします。4の歳出推計といたしまして、①で、こちらも投資的経費を除いたもので推計をしております。中段の②の投資的経費、こちらも平成20年から抜いております。したがって、平成20年度以降投資的事業を一切行わなかった場合を仮定しまして、3の歳出合計、赤で歳出の推計をいたしております。なお、こちらにつきましては平成19年度までに行いました投資的経費のいわゆる起債の償還費、これらは見込んでいる内容となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いします。1の総括表といたしまして、一番上に歳入を掲げております。赤で歳入総額と書いてあります箇所は、先ほど歳入の欄でご説明しました数値をこちらに載せております。その下に安芸高田市行政改革による目標効果額ということで午前中の財政健全化計画でもありました目標効果額を年度に従いましてここに掲げております。ちなみに平成20年度でいいますと、2の安芸高田市行政改革推進による歳入効果目標額5,100万円、その他特別交付税の効果目標3,000万円は頑張る地方応援プロジェクト応募に伴う特別交付税を見込んでおります。

4のその他、基金運用の効果目標、こちらにつきましては地域振興基金の運用益を上げようということで1,100万円見込んでおります。二重の四角で、二重線で囲っております行政改革対策後の歳入計、平成20年度は9,200万円、その下の黄色が行政改革対策後の歳入総額を掲げております。黄色の下の白抜きの箇所ですが、一番下にうち歳入一般財源合計(a)と書いております。平成20年度でいいますと139億8,996万9,000円、これが歳入の一般財源として見込まれる数字ということで記載をしております。

次に、歳出ですが、こちらも同じように先ほど説明しました歳出推計の額を赤で書いております。同じようにその下に行政改革による目標効果額ということで、平成20年度でいいますと二重線の2億3,714万6,000円の減額を見込んでおります。その下の歳出合計は、同じく黄色で平成20年度は169億1,978万円、うち一般財源合計は(b)の139億3,233万1,000円を平成20年度で見込んでおります。

一番下の欄ですが、いわゆる歳入歳出の一般財源の合計を差し引いた金額でございます。いわゆる平成20年度の見込みでは一般財源の余裕額が5,763万8,000円あるということでございます。これを財源といたしまして投資的経費に振り向けられる一般財源、行政コスト計算書でもご説

明しましたとおり1年間の行政サービスのコストをサービス水準を引き上げるとこの一般財源は充当するという結果になってまいります。

次に、5ページ、6ページをお願いします。先ほどの数値は、投資的事業を一切行わないと仮定した場合の一般財源を出しておりました。次に、こちらは計画事業費、投資的事業を実施した場合に一般財源は幾ら要するのかというものを推計した内容になっております。

①の計画事業費ということで、後ほど説明されます実施計画の年度ごとの事業費を黄色の欄で掲げております。平成20年度で申しますと21億7,747万4,000円の事業費を見込んでおります。以下平成21年度52億1,237万4,000円という数字を見込んでおります。その下の白抜きの数値ですが、建設事業を行いますと当然必要な一般財源が生じてまいります。起債充当率、国県補助金を除いた後の起債充当、その後の一般財源の額、また事業をやりますことによりまして後年度の起債の償還に要します一般財源、またこの起債の元利償還には地方交付税措置が講ぜられますので、それを除いた額を米印の4番で一番下に書いております計画事業費に必要となる一般財源の額、平成20年度で申しますと2億1,774万1,000円となっております。

次に、②の投資的経費充当可能一般財源、これは前段3ページ、4ページの一番下に掲げておりました投資的事業を一切行わなかったと仮定した場合の一般財源の余裕額でございます。

したがいまして、③の一般財源の過不足、これはグリーンで囲っておりますが、一般財源の余裕額から投資的事業に要します一般財源、これを差し引きしたものは平成20年度で1億6,010万3,000円一般財源が不足する、平成21年度は1億8,039万2,000円が不足するという結果が出ております。合併特例債の借入期間は平成25年まででございます。先ほどの健全化計画にもありましたように有利な起債を活用しながらやるべき事業はやり、平成25年は1億221万5,000円の一般財源の余裕額を出す。いわゆる実質単年度収支を黒字に転換する目標年度を平成25年ということで見込んだ数値を記載をしております。

④の一般財源の調整項目としまして、不足額につきましては財政調整基金の取り崩しを見込んでおります。その下の黄色で囲ってありますところが年度末の財政調整基金の残高の見込みとなっております。なお、あくまでも推計でございますので、今後の退職手当組合の積立金、これらの率が今後改正される予定も聞いております。これらによりましては若干の数値が動くこともあるということでご理解をお願いしたいと思います。

以上で財政運営計画の説明を終わります。

○山本委員長 続いて、説明を求めます。

田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長 それでは、お手元の方に安芸高田市総合計画（実施計画）をお届けしておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

実施計画の構成ですが、表紙をはぐっていきますと計画策定の基本方針、それから第2章に行きまして具体的な事業を網羅しました実施計画という形にしております。

2ページ、3ページに行きまして、基本方針について記載しておりますけれども、ポイントについてご説明をまず申し上げたいと思います。行政運営をしていく場合には、長期、いわゆる安芸高田市でいえば安芸高田市総合計画を策定をします。これは地方自治法において定められておるものでございまして、これにつきましては構想という、つまり大枠を示したものの、大体おおむね10年程度であります、それとそれから基本計画、大体これは5年前後と言われておりますが、そういったものを定めて、これにつきましては構想については議会の議決をいただくということで自治体の長期的な行政の方向性というものを定めて経営するものであります。

実施計画というのは、本来ならばこの間は行政の内部の文書というふうなことでございましたけれども、今日のいわゆる情報公開であり、または説明責任を果たしていくということの中でこうした細かい事業につきましても議会並びに市民の皆さんに公開をして、そして市の具体的なやはり運営の進め方についてご理解をいただくということにしておるものでございます。

今回の実施計画ですけれども、この総合計画を総合的・効率的に推進していく、そういったことのために、今回は下段で規定しておりますように5年間でありますけれども、5年間で実施します事業を精査・策定をしたものであります。先ほど財政健全化計画等々でもご説明ございましたけれども、この計画は財政の計画と、それから行財政改革の実実施計画、このいわゆる3本がリンクをされて初めて実効性を持つてくる、こういったものでございます。そういった意味では、この3つの計画を連携をさせて常に管理をしながら行政運営をしていく、こういったことは必要なんだろうと考えております。

各年度の具体の状況を見てみますと、この計画は予算編成及びその執行の指針となるものでありまして、毎年度予算編成が終了しますと、それにあわせてこの計画は当然数値がどんどん変わってまいりますので、したがって計画のローリングをし、さらにそのローリングに基づいて財政の運営計画等々も見直しをして、将来にわたって行政並びに財政をどのような方向に進んでいくのかということ常を明らかにするものでございます。

第2節で計画の期間としておりますが、先ほど申し上げましたように5年間であります。これは一つは、財政推計をしていく場合、通常3年程度が実施計画の計画期間というふうになっておりますけれども、こうした財政推計をしていく場合には、やっぱり3年という期間では非常に短いということがございますので、安芸高田市におきましてはあえて5年という期間を設定をしております。と同時に、今継続してる事業等もご

ざいますので、そういったところもある程度明らかにしていくという必要があるだろうということの中で5年間としたものであります。

対象の事業ということにしておりますけども、本市が事業主体または関係団体というふうにしておりますが、つまり広島県等々にしていただいて負担金等必要な事業がございますけども、そういったものも組み込んでおるところです。

それからお書きで記載しておりますけども、非常に厳しい財政状況の中で毎年ローリングを行っていくわけでありまして、当然時代の流れの中では新しい政策的な課題というものも生じてまいりますので、したがって、ここに記載してあることが将来にわたって担保されたものではないということをご理解をいただきたいと思っております。現在の段階でこのような事業を実施していく、そういう計画であるということでありまして。

計画策定の考え方でございますけども、基本的にはまず先ほどご説明ありましたように投資的経費に回せる一般財源極めて少ないということの中で、いわゆる行財政改革、これをやり切っていく、こういったことを前提としております。そうした中でハード事業につきましては、現在継続している事業を完成させるということが一つの柱でありますし、新規事業につきましては緊急性、必要性の高い事業を中心に選択を行うということにしておるところであります。

一方、ソフト事業につきましては、概算事業費を明示をしておりますけども、毎年度行財政改革の実施計画、このことを見直すことによりまして変化をしていく、こういうことでございます。

4ページには、施策の体系ということで、これは総合計画の中でお示した体系であります。この体系に沿って当然実施計画もまとめていきます。これからはこの体系に基づいて行政評価でありますとか、そういったこともなされてきますので、こういった事業につきましては体系に基づいてすべてを処理していくという形になるものであります。

5ページ以降具体的な事業を記載しておりますけども、そのことにつきましては企画課長の方からご説明を申し上げます。

○山本委員長

竹本企画課長。

○竹本企画課長

それでは、お手持ちの資料の6ページを開いていただきたいと思っております。6ページの方に実施計画のものを掲示しております。まず6ページにおきましては、快適で賑わいのあるまちづくりとしまして、まず第1節としての本市の特質である豊かな田園環境が都市機能と調和し、だれもが都市的サービスを快適に利用することができるよう効率性や利便性が確保された安心と魅力を備えた快適でにぎわいのあるまちづくりの推進をするための取り組みでございます。

まず最初にあります個性あるまちづくりの推進としましては、都市サービスや身近な生活サービスを提供する第二庁舎・総合文化保健福祉施設の早期整備の実施です。また、身近な行政サービスの拠点である各支

所におきましても計画的な改修を行い、地域の拠点施設として再整備を行うものです。

この表の見方を少し説明をさせていただきます。まず、その6ページの中段以降にあります表ですが、まず事業名として第二庁舎・総合文化保健福祉施設整備事業、事業概要をその後、記述しております。その後、計画期間、実施計画期間でございます。総合文化保健福祉施設の整備につきましては、19年度で一応終了ということで考えております。そしてその横に概算事業費とその財源内訳ということで、国庫とか県の支出金、また起債、一般財源、その他、ここのその他というのは庁舎等におきましては基金等を充当させたものです。そういうふうに今後以降等もそういった表の構成になっているということをご理解いただきたいと思います。

続きまして、7ページの方になりますが、定住と交流のネットワークづくりということにおきまして、1、幹線道路の整備につきましては、円滑な交通を確保し、地域間の連携や地域内の連絡を強化するために基幹道路の整備を実施します。なお、主要地方道及び一般県道の改良は、国や県に対し早期完成を要望し、促進をします。また、上から3つ目の事業にあります主要市道の改良工事につきましては、この計画期間中に市に現在着工してる市道のみを整備するものとしたしております。表の3段目をごらんいただきたいと思います。主要市道改良事業につきましては、吉田町においては市場宮ノ城線、一本木小山線、八千代町におきましては勝田根之谷線、中山線、甲田町におきまして高林坊線、高地長屋線、甲立中央線、向原町、長田隠地線というふうに、これを計画期間中の事業費を右の方に概算事業費、財源内訳等示したものです。

また、その下にあります老朽化が進む橋梁についての塗装工事は、維持のために積極的にこれは実施していきたいと思っております。この塗装等の塗りかえにより、その耐用年数等の延伸がさらに延びるというものでございます。

続きまして、公共交通体系の整備につきましては、引き続き生活交通手段の維持・充実を図るために生活バス交通や予約乗合タクシー制度を継続しますが、再編による経費削減に努めていきます。

続きまして、8ページの方をごらんいただきたいと思います。3の情報基盤の整備につきましては、上から2つ目の事業でございます地上波デジタル対応事業では、今後予想される地上波デジタルテレビ放送難視聴地域の情報通信格差是正としての対策事業を三次が電波発信されます、19年度から実質電波発信されますが、20年度より計画的に事業の実施を行っていくというものです。

続きまして、9ページの主要施策、安全で快適な生活環境の創造につきましては、防火水槽などの消防施設等の基本的な整備は現行の水準で整備を進めるとともに、消防署や消防団の車両や機材、施設などは計画的に整備更新をしております。



なお、大規模な災害に対応するために、10ページ、上から3段目にあります防災行政用無線の整備更新を実施していきます。その事業等につきましては、表のとおりです。

また、次の事業におきましては市内全域のハザードマップを作成すること等により住民の予防意識の高揚を図ってまいります。

11ページ、2段目の事業でございます交通安全施設につきましては、カーブミラー、ガードレール等の整備を引き続き計画的に実施してまいります。

生活環境の整備につきましては、住宅対策の充実として公営住宅の建設を掲げてきます。公営住宅は、住宅マスタープランに基づき実施いたします。定住促進を目的とした現在実施中の住宅建設は実施しますが、今後団地の整備に重きを置いた事業といたします。

次、12ページの水道事業につきましては、取水能力、配水機能の不足している地域を解消するため八千代町で水量拡張工事、甲田町で営農引雑用水整備工事を行い、水道の安定確保を図るとともに、水道の未普及地域である美土里町横田地区においては解消のための新たな整備事業を実施いたします。

また、13ページですが、現在実施中の下水道事業は、早期完成に向け引き続き推進を行います。しかし、計画中の事業であっても今後、整備区域を再検討するとともに、浄化槽整備推進事業等への転換も検討していきます。また、ここの公共下水道事業及び簡易水道事業及び特環及び農業集落排水等の事業につきましては、現在の予算ベース、19年度の予算ベースであります年間約10億円規模の事業の推進を図って今後も継続で対応していきたいと考えております。

次、14ページをごらんいただきたいと思えます。安芸高田市清流園は、施設の老朽化や浄化槽汚泥の増加に対応できるよう機能強化を中心とした改修工事を行い、更新を図りますということで、ここにこれが19年度から22年度という事業の中で大きく35億4,700万という事業の中の対応を実施してまいります。

また、葬斎場の整備につきましては、現在使用の4施設の老朽化が進んでいることから新たに統合した施設として整備し、住民が安心して快適に住める定住環境の確保に努めてまいりたいと思えます。

続きまして、16ページ、今度は体系的な分の2番目にあります心豊かで創造性に富んだまちづくりになります。その中の16ページの部分につきましては参加と協働によるまちづくりの推進としましては、協働のまちづくりを積極的に推進するため地域振興組織の活動を支援するとともに、まちづくり委員会の充実に努めますという中で2つの事業等を想定しております。

17ページ、上から2段目、3段目事業に係るある事業の中で併記しましたが、子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり事業としましては、性別による固定的な役割分担意識や能力、適性に対する偏見の是正

や青少年の健全育成のための啓発活動を推進し、子どもが健やかに育ち、男女がともに生き生きと活動できる環境づくりに努めていきます。生涯学習社会の形成につきましては、学校教育を初めとする生涯を通じて学ぶことのできる充実した学習環境づくりを進め、時代の変化に対応できる個性と創造性豊かな人材の育成を図ります。

また、20ページでは、基本施設である小・中学校施設の耐震補強を含めた改修を実施し、子どもの安全確保、教育環境の充実、地域住民の避難場所としての整備、老朽化が著しい現在の学校給食施設につきましても新たに統合した施設として整備いたします。

21ページから22ページにかけての文化・スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、地域にはぐくまれた歴史や文化を尊重しながら住民が質の高い芸術・文化に親しめる環境づくりのための事業の取り組みを進めるとともに、文化財等の計画的な保存に努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動拠点として安芸高田少年自然の家を整備し、青少年のサッカーやハンドボール、カヌー競技等などの振興施策に取り組んでまいります。事業の個別については、説明をちょっと省略をさせていただいているものもあります。

続きまして、24ページの第3節でございます。人と環境にやさしいまちづくりの説明に入らせていただきます。ここでは基本的人権が尊重された地域社会の中で高齢者や障害者を初めだれもが健やかに生き生きと安心して暮らし、環境への負荷が少ない持続発展が可能な人と環境に優しいまちづくりを推進していきます。そういった中、人権が大切にされる地域社会の創造につきましては、人権対策に関する基本指針や人権尊重まちづくり指針に基づき市民が日常活動の中で主体的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進めるため、啓発機会や情報提供などの事業を進めてまいります。

25ページの保健・医療の充実につきましては、保健・医療・福祉の連携のもと住民の主体的な健康づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくり推進体制の充実を図り、生涯にわたる健康づくりを支援します。

その25ページの一番上にあります健康づくり推進事業につきましては、事業概要といたしまして健康増進計画、健康あきたかた21の推進事業として医療費の削減、また健康寿命の延伸という形の中で全体5年間の事業を6億2,800万等の中で計画しております。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。26ページの3段目事業、社会全体で支える福祉の充実につきましては、介護保険制度等を適切に運営するとともに、介護予防や生活支援サービス、地域ケア体制を充実させ、保健・医療・福祉の連携のとれたサービス提供に努めます。

また、子育て環境につきましては、家庭の負担軽減を図り、地域全体で子育てを支援するための環境づくりを推進するとともに、障害者につきましても生活の安定と自立に向けた支援事業を実施することで高齢化

や子どもたち、またすべての住民がともに支え合える豊かな地域福祉社会の形成を図り、人に優しいまちづくりに取り組む事業を進めてまいります。

30ページ、31ページの方をごらんいただきたいと思います。下段の方にありますが、環境との共生につきましては、緑と水の豊かな自然環境の保全と活用を図るとともに、環境に優しい社会の形成を推進し、環境と共生した資源循環型社会の形成を図る事業を行ってまいります。

その中で31ページの方におきましては、芸北広域環境施設組合負担金等の中での事業でございます。大きなもので一つ説明しておきますと、これはきれいセンター等への負担金を想定しております。これ現在3億6,000万の5年程度で18億というようなものの計上のものでございます。

続きまして、第4節に入らせていただきます。32ページでございます。多彩な生産と交流のまちづくりという中で、産業の振興につきましては、豊かで活力ある農業の振興を推進し、充実した農村生活の実現を図るため、現在整備中の圃場整備、農道整備、ため池整備等の生産基盤早期完成を図るとともに、生産環境の整備を進めてまいります。また、将来にわたって農地を維持することができるよう循環型農業推進を図り、地域内農地保全システムの構築を推進します。

ここで若干事業の方も説明をさせていただきたいと思います。32ページのは場整備事業の今後5年間の計画としましては、まず県営事業としましては、これは負担金事業ですが、田草川地区、小原地区を実施してまいります。団体営事業としましては、桂地区、深瀬地区、下甲立地区を事業費7億550万で実施してまいりたいと。農道整備事業、県営事業につきましては負担金事業ですが、中馬農道、川根原山農道、団体営事業としましては全市内を組んでおりますが、一般農道の改良であり、維持補修等の舗装等を実施してまいります。ため池事業等につきましても県営事業の段林地区、桂ヶ迫地区、団体営事業については市内全域の維持管理事業等を行ってまいります。

また、33ページにおきましては、農村総合整備事業等につきましては川根地区、桑田地区等の事業を実施してまいりたいと思います。

続きまして、農業経営につきましては、経営感覚にすぐれた人材の育成を進めるとともに、新規就農者の育成等担い手の確保に努めてまいります。

林業につきましては、森林の有する多様な公益的機能を重視しながら豊かな森林づくりを進め、計画的な保育、間伐に取り組んでまいります。

また、35ページになりますが、商工業につきましては、地域経済の活性化を図っていくため商工会の活動を支援するとともに、産業活動支援センターを設置し、中小企業対策の充実を進め、地域産業の育成を図ります。

交流ネットワークづくりにつきましては、地域の祭りやイベントの支援やPR活動による活性化を図り、姉妹都市であります防府市との交流

事業につきましても今までの経緯を踏まえ継続実施し、交流活動の推進を図ってまいります。

この中の36ページの地域イベントの支援事業といたしましては、安芸高田市花火大会、湖畔祭り、吉田町管弦祭等を実施してまいります。

最後の段になります、第5節計画の推進、37ページにつきましては、住民と行政の協働によるまちづくりを推進していくため行政の透明性の確保、住民に対する説明責任の明確化を基本方針として行政情報を積極的に公開するとともに、ホームページを充実し、迅速でわかりやすい情報の提供に努めてまいります。また、地方分権や多様化・高度化する行政ニーズの的確に対応し、円滑にまちづくりを推進していくため行財政運営の効率化を図り、行財政改革に積極的に取り組みますという中で、行財政の効率化の中、人事評価システム等の導入事業を初め他の事業等の推進を図ってまいります。

以上で安芸高田市の総合計画、実施計画の概要説明を終わります。

○山本委員長 これまで説明を受けました平成18年度の決算全体の概要と、あわせて財政健全化計画及び総合計画、実施計画等についての質疑につきましては明日お受けすることといたしまして、この際、午後1時55分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち総務部所管の部分の審査を行います。

関係部長から概要説明を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 それでは、総務部所管におきます平成18年度歳入歳出決算書、一般会計の部、総務課が所管いたしております項目につきまして決算書と主要の施策の成果に関する説明書に基づきまして簡潔にご説明をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

説明につきましては、担当課長の方からご説明をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○山本委員長 高杉総務課長。

○高杉総務課長 それでは、ご説明を申し上げます。

最初に、歳入歳出決算書の方の厚い方をお願いします。まず、19ページと20ページをお願いいたします。これの中で所掌します部分は、交通安全対策特別交付金でございます。736万7,000円の歳入を見ております。これは交通安全施設整備に充当されるものでございます。19、20ページです。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。消防費国庫補

助金の中で消防防災等施設整備費補助金がございます。これが1,228万1,000円。これは消防施設整備に充当されるものでございます。同じく委託金、総務委託金の中で自衛官募集事務費委託金が12万4,000円でございます。これは自衛官の募集事務等に充当されます。

続きまして、33、34ページお願いします。県支出金でございます。その中で総務費県負担金といたしまして県移譲事務交付金、決算額530万5,000円の歳入を見ております。ほかに民生費関係で910万2,000円の歳入を見ております。これは権限移譲事務に伴いましての交付金でございます。

続きまして、35、36をお願いします。同じく県補助金の中で水力発電施設周辺地域補助金ということで1,350万の決算をしております。これは防火水槽等に充当されるものでございます。同じくその中で安全なまちづくり支援補助金が150万ほど決算をしております。これは県の方の事業の中で可愛地区におきまして自主防災活動を支援する事業に充てたものでございます。

続きまして、41ページ、42ページお願いします。県委託金の中で総務費委託金の中で一番下の欄でございますが、県議会議員選挙費委託金、決算額612万2,852円。これは広島県議会議員の選挙に充てたものでございます。

続きまして、55ページ、56ページをお願いします。諸収入の中の雑入でございます。総務課関係といたしまして2,838万8,026円の決算をしております。これの中には非常勤職員等の社会保険料等が1,308万6,627円、それから自動販売機が設置してございますが、これの16台分、1,101万4,286円、それから広島県に相互派遣をしている、県や県の技術センターへ派遣しておる職員負担金部分として1,263万6,446円、それに広島県の県防災、市防災のへりの運営助成金といたしまして127万2,000円の歳入を見ております。

59ページ、60ページをお願いします。電算室の関係ですが、電算室の雑収入が67万2,000円ほどございます。これは県の方から電柱移転に伴う補償でございます。

続きまして、61ページ、62ページでございます。これは市債でございますが、消防施設整備費に1億5,900万円ございますが、そのうちの2,000万につきまして防火水槽の整備に充てたものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、平成18年度主要施策の成果に関する説明書によりまして歳出の説明をいたします。ページは、13ページでございます。総務一般事業といたしまして、2名ほど顧問弁護士がいらっしゃいます。その弁護士委託料が151万2,000円でございます。それから逡送便の公用車の運転業務をシルバーにお願いしておりますが、それが日に2回、南回りと北回りということで、その決算額が272万8,440円。それから皆様方へ通知広報をお渡ししている、支所の方または本所の方からその嘱託員

さんまでに配送する文書の配送の委託料といたしまして353万4,260円でございます。501名の行政嘱託員を設置しております。その報酬額等が4,703万6,412円でございます。それから今回初めて安芸高田市の方で総合相談を設けました。それに係る費用が1万1,220円。これは消費生活相談員さんの費用でございます。ここに掲げておりますように、14の機関によりまして受付件数が24件ございました。

続きまして、14ページをお願いいたします。これは職員の給与の状態等をそれぞれあらわしたものでございます。一番上の表でございますが、給与の方は499名に対しまして18年の4月の給料の支給額は35万8,700円、これは平均でございます。それから、一番最後の表ですが、これは期末・勤勉手当、これは月でございませぬ、平成17年度の支給になっております。この期末手当は3カ月、勤勉手当につきましては1.45カ月ということで、年間からいたしますと4.45カ月となっております。これで職員の支給と期末手当等の職員の数が違うのは、その対象としている時期が違うということと、もう一つ、期末手当と勤勉手当につきましては休職をしている職員が3名ほどございます。それによつての人数の違いということでご理解をしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、職員の研修でございます。これは職場研修と、そして研修所研修と派遣研修ということでA、B、Cと分けて、それぞれ記述をしております。特に市といたしましては、職場研修へ重点を置いて人材育成を図つてきております。特に地域づくり研修は、それぞれ地域の方で裏方として地域づくりに職員が係っていくという、そういうふうな視点での研修になっておりますし、またコミュニケーション能力向上研修につきましては、コンピューターが発達しておる関係でなかなか市民との間でのコミュニケーションも含めてコミュニケーションがとれてないということを含めましてこういうふうな形での研修をそれぞれとらせていただいたところでございます。

続きまして、16ページでございます。一部業務委託の実施ということで書かせていただいております。この18年度につきましては、一部業務委託ということで請負による一部の業務につきまして委託をしたということでございます。これは保育所に係ります業務といたしまして1億7,709万7,200円で、委託施設といたしましたらここに書かせていただいておりますように吉田保育所等を含めて、また中の人員等につきましても保育士を含めての人員をそれぞれ書かせていただいております。学校給食でございますとか公共施設の運営でございますとか、また一般事務におきましてもこの請負という形での整理をさせていただいて、職員が退職した後、その不補充の状態に対して市民サービスを低下させない、そして人件費等も抑えていくというふうな中でこの業務を実施したところでございます。

続きまして、17ページでございますが、文書法規管理事業といたしまして、市の例規等につきましてそれぞれコンピューターの方へ入力をい

たしまして、そのデータで処理をしております。このことによりまして他の例規等の照合などをスムーズに見ることができますし、過去の条例を制定した経緯等も見られるということで、そういうふうな形での例規を導入しております。それに係る費用が375万3,330円ということでございます。ですから冊子になった例規集等につきましては極力廃止をしております。

続きまして、情報公開・個人情報保護条例に関することでございます。これは一方には市の持つております情報を広く市民に公開することによって市民との信頼関係とか市民参加を促すという部分もございまして、また市民の皆さんが持つておられる大事な個人情報につきましてはしっかり市として保護していくという相反する部分もございまして、これを適切に運営をしていくということでございまして、その結果といたしまして、ここに書いてございますように情報公開につきましては25件の請求があったということで、括弧書きは前年度でございますから、前年度と比べても広く請求が行われたということでございまして、この処理の中で非公開というのが5件ございまして、これは文書が存在しないということでの非公開とさせてもらった部分でございます。なお、不服申立につきましては、その非公開についての不服ということで申し立てが1件あったということでございまして、

続きまして、18ページでございます。個人情報の保護条例に基づく運用状況ということで、1年間書かさせていただいております。これは7件の請求がありました。その中で不開示というのが4件ございました。これは個人を特定する情報があったということで不開示というふうな処理をしたところでございまして、

続きまして、19ページでございます。行政改革推進事業でございます。これはご承知いただきますように安芸高田市の行政改革推進大綱をつくりまして、それに基づき着実に行政改革を実施してきておるところでございます。この計画につきましては、平成17年から21年の5カ年が前期ということでの計画をしております。18年度におきましては139の調査項目に対しまして6項目の追加があったり、またその事業の項目の中で終了したり整理したものが16あるということで、結果といたしましたら129の事業について行政改革のそれぞれ項目についても実施をして取り組んだということでございまして、特に18年度におきましては、補助金の見直しをするということで、補助金合理化プランというのを作成しまして、その見直しに取り組んだところでございまして、ここに書かせていただきましたように、効果額等につきましては18年度につきましては165件の3億4,365万8,000円の効果があったということでございまして、行政改革の懇話会にかかった費用につきましては、ここの懇話会委員さんの10名による開催等を含めまして51万8,740円の費用がかかったところでございまして、

続きまして、行政評価システムの構築ということでございまして、これ

は先ほどもお話がございましたように、行政そのものを行政運営ということではなしに今度は行政経営という視点で行政のそれぞれの項目について検証をして、それぞれ新しい形、つまり行政経営のシステムをつくっていくということでございます。これはそのことをするためには、まず職員の資質の向上を図る必要がございますし、また職員がそれぞれ一つの事業等につきまして説明責任を果たしていく。それと同時に、ここの行政評価で得られた部分につきまして予算等に配分をしていくというふうなことで行政評価制度を導入していくわけでございます。ここに係りますコンサルタント料が304万5,000円でございます。

それからその下、広島県の方から事務移譲を受けておる部分と今度基礎自治体である安芸高田市が県から事務の移譲を受けてやっていく移譲事務等を合わせたものでございます。この引き継いだ事務事業11項目につきましては、18年の4月に10項目、これは障害者福祉に関する事務等でございます。18年の10月に1項目、これは国土利用計画に関する事務でございます。移譲事務交付金につきましては、ここに書かせていただいておりますように1,440万7,000円を受けたところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。消防防災施設整備事業でございます。これにつきましては防火水槽を9基設置をさせていただきました。それに関する経費等が5,099万5,916円でございます。

それから恐れ入りますが、決算書119、120ページをお願いしたいと思います。消防施設費の中で、今最初にお話ししましたが消防施設整備費でございますが、その下に防災施設管理費767万6,581円がございます。これにつきましては移動系の防災無線の維持管理が216万5,777円、それと今度は固定局でございますが、防災行政無線の戸別受信機、これが八千代町、向原町それぞれその受信機の更新、向原が20基、八千代町が8基それぞれ更新いたしました。それに係る経費が112万1,400円でございます。それから県の防災情報につきまして受けるようにいたしておりますが、それに係る負担金が180万487円でございます。

済みません。また戻っていただいて、主要施策の説明書の20ページでございます。災害対策費でございます。これは昨年の、18年の9月16日から17日にかけて台風13号関連の集中豪雨を受けました。八千代町におきましては3時間の時間雨量が239ミリというふうな形、それぞれ吉田、甲田も200ミリを超えたという状況でございます。それで大きな土砂災害等の被害を受けたところでございます。これにつきましては、この9月21日から22日にかけて被害の調査をいたしました。八千代町で8班ほどつくり、吉田町で1班をつくり、それぞれ対応したところでございますし、また八千代町におきましては9月20日、21日にかけて給水支援もしたところでございます。それに職員に要した時間外等が2,400万8,217円かかっているということでございます。それからその部分の反省も踏まえながら避難場所等への避難のための備品でございます



毛布でございますとか水、乾パン等をそれぞれ本所も支所も準備をいたしました。それと災害に対応すべく1トン土のう等も緊急に買わせていただいてそれぞれ対応したところでございます。

それから22ページをお願いします。22ページは、安全推進でございます。これは市民の安全・安心を守っていくということを含めまして安全推進室を設置したわけでございます。実施内容といたしまして、消費者行政につかまして消費生活相談員を設置いたしまして、その対応をしてきたところでございます。これは相談件数につかましては前年度と比べて99件ということで下がってはきております。しかし、その内容等につかましては約半分ぐらいが架空請求ということでございますし、また県内とか全国的に起こっておる問題が安芸高田市にも時間を置かずにその問題が発生しているということで、非常に市民にとっては安心な相談窓口になっているのではないかと、こう考えております。

それから交通安全対策989万1,361円の決算をしております。これにつかましては第8次の安芸高田市の交通安全計画を作成をいたしました。これの目標でございますが、交通安全意識とマナーの向上によって交通事故を減少していくというふうな計画でございます。特にこの安芸高田市におきましては、全国的な傾向もそうありますが、高齢者の社会の進展が他と比べてスピードが速いということで、特に高齢者に係る交通事故について配慮をした計画になっております。

それから安全対策推進事業といたしまして、基本的に道路照明、道路反射鏡、つまりカーブミラーでありますとかガードレールをそれぞれ設置をしてきたところでございます。これの経費が760万9,000円となっております。これも引き続きやっていくといたします。

それと防犯対策費でございますが、984万3,218円の決算をしていただいております。これは安心な安芸高田市をつくるために共通の認識をしていただくということで、安芸高田市の市民のつどいを計画をして、18年度におきましてもJAたかたホールを使って実施をしたところでございます。

それから地域安全推進ということで、今の振り込め詐欺等もございしますが、地域の防犯活動に寄与するという事で66名の地域安全推進員さんがいらっしゃいます。それに対しての支援活動等を行っております。また、犯罪は目に見える形で抑制をするという意味で公用車5台につかまして青色灯を搭載をいたしまして、その喚起を図っておるということでございます。それと防犯灯につかましては、引き続き市が見ていく分につかまして、その設置及び維持管理につかまして326万92円の決算でございます。これは新規が45基ございました。

○山本委員長 課長、説明中ですが、もうちょっとスピードを上げて説明をお願いします。

○高杉総務課長 それでは、23ページの選挙費に入ります。選挙管理委員会は、4名の委員さんでそれぞれ毎月1回集まって選挙に対しての事務をしていただ

いております。

24ページでございます。広島県の議会議員の選挙が4月8日に執行されたわけですが、本市におきましては立候補者が1名ということで無投票になりました。これの受け付け事務を市として初めてやってきたところでございます。

それから次は、行政情報処理ということで電算室関係の事務でございます。これは一つには、広域ネットワーク管理事業といたしまして本所、支所とか各小・中学校の公共施設に対しまして合併前に光ケーブルを配置いたしました。それに関する事務事業をそれぞれ実施したところでございます。経費等につきましては、ここに記載してありますようにネットワーク危機管理といたしまして1,123万800円、光ケーブルの管理移設といたしまして519万3,615円ということでございます。

それから26ページ、電算システムの管理事業ということで、これは市で業務を行っております電算システムにつきましてそれぞれ管理をしておるということでございます。電算システムの運用につきましては、電算システムの運用支援業務の委託としまして1,181万8,800円、サーバー関係の保守業務といたしまして電算システムの機器保守でございます、これが960万1,200円等でございます。特にその中で旧八千代町で今までずっと設置しておりました電算の関係のリース料、これが787万1,430円ほど執行しておりますが、これは平成19年度におきまして終了するという見込みでございます。

それから27ページは、ひとり一台パソコンということで、1人1台パソコンを持ちながら、それぞれ業務に当たってきておるわけでございます。それにつきましては各部に地域情報化推進員を配置いたしまして、その管理をしておるということでございます。それに係るひとり一台パソコンのリース料が718万3,260円ということでございます。特にこのコンピューターにつきましては、セキュリティーが非常に大事になってまいります。それにつきましてはの研修を行いながら、より以上に情報の漏えいがないように、適切な電算処理が行えるように日々取り組んでおるところでございます。

以上、駆け足になりましたが、総務課関係並びに電算関係並びに安全推進室関係の業務につきましての説明にかえさせていただきます。

○山本委員長

続いて、沖野財政課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは、歳入歳出決算書に基づきましてご説明をいたします。

財政課関係の歳入についてですが、午前中総務部長が普通会計財政状況にて説明いたしました内容及び数値と重複いたします箇所につきましては朗読説明を省略させていただき、費目の関係ページの説明のみとさせていただきますと思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、17ページをお願いいたします。関係費目となります譲与税及び交付金関係につきましては、2款の地方譲与税から19ページの10款

地方交付税までとなっております。

続きまして、47ページをお願いいたします。繰入金関係につきましては、18款繰入金、1目特別会計繰入金から、49ページ、3項の基金繰入金、こちらまでとなっております。

続いて、55ページをお願いいたします。20款諸収入の5項雑入、4目雑入ですが、56ページ、右側の備考欄、下から3行目の財政課関係雑入につきましては、地方振興宝くじ配分金といたしまして1,431万1,828円を財団法人広島県市町村振興協会から受け入れております。これらにつきましてはいずれも調定額どおり受け入れ、収入未済額はございません。

続きまして、59ページをお願いいたします。21款市債につきましては、予算書に基づき借り入れたもので、調定額45億1,740万円のうち収入済額が35億2,960万円、収入未済額の9億8,780万円につきましては建設事業の繰り越しによるものでございます。

次に、歳出につきましては、67ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費の3目財政管理費ですが、主なものをご説明いたします。11節需用費、決算額61万4,627円につきましては、印刷製本費において予算書及び主要施策の成果に関する報告書の印刷を行ったものが主なものでございます。13節委託料、決算額69万9,300円につきましては、土木技術担当職員研修を財団法人広島県建設技術センターに委託して行ったものでございます。19節負担金補助及び交付金、決算額106万4,000円につきましては、電子入札システム負担金が主なものでございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。12款公債費につきましては、起債償還の元金及び利息などに伴うもので、43億6,469万8,150円の支出済額となっております。

以上で財政課関係の説明を終わらせていただきます。

○山本委員長

続いて、説明求めます。

近永管財課長。

○近永管財課長

それでは、管財課に関する決算につきまして厚い方の一般会計決算書によりまして説明をいたします。

21ページをお願いいたします。使用料及び手数料でございますが、総務使用料のうち総務管理使用料として187万5,706円を歳入しております。これの主なものは、中電及びNTTの電柱の敷地料でございます。

45ページをお願いいたします。財産収入でございますが、財産貸付収入1,471万237円のうち管財課分といたしまして1,317万7,717円を歳入しております。これは普通財産である土地建物を貸し付けいたしました賃料でございます。

47ページをお願いいたします。財産売却収入のうち不動産売却収入といたしまして463万8,205円を歳入いたしております。これの主なものでございますけれども、吉田町の旧入江駐在所跡地の売り払いと、それと公用廃止に伴います法定外公共物の売却収入でございます。

55ページをお願いいたします。雑入でございますが、56ページ右下備考欄に掲げてありますように管財課関係分として4,534万3,131円を歳入しております。これの主なもの、八千代カントリーの土地の賃貸収入と落雷等によります公共公有財産の被害を受けましたものに対しまして建物共済からの補てん金が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。67ページをお願いいたします。財産管理費のうち68ページの備考欄に掲げてありますように財産管理総務費、庁舎管理費及び一般車両管理費を管財課で所掌をいたしております。

財産管理総務費の主な歳出でございますが、役務費から公有財産の建物共済掛金として391万9,603円を支出いたしております。また、使用料、賃借料から八千代カントリークラブの敷地料といたしまして2,594万6,869円を支出いたしております。それから工事請負費から旧根野小学校体育館解体工事といたしまして959万2,800円を支出いたしております。

庁舎管理費の主な支出でございますが、需用費から光熱水費といたしまして2,399万6,011円を支出いたしております。それから委託料から宿日直業務、浄化槽、電気設備等の委託料といたしまして4,615万3,249円を支出いたしております。使用料及び賃借料から庁舎周辺の駐車場用地賃借料及び別棟のプレハブ会議室の賃借料として1,988万789円を支出いたしております。それから工事請負費からは向原支所市民ギャラリー改修工事とし、あるいはプレハブの会議室の解体工事といたしまして1,222万2,999円を支出いたしております。

一般車両管理費の主な歳出でございますけれども、需用費から公用車燃料代として1,222万9,164円、それから車検等に伴う整備代として724万7,987円を支出いたしております。役務費からは自賠責保険料、任意保険料として843万3,570円を支出いたしております。使用料、賃借料からは公用車のリース料として921万2,190円を支出いたしております。

続きまして、主要施策の成果に関する説明書の21ページをお願いいたします。21ページでございます。実施内容の(1)のアといたしまして、市有の土地及び建物総括表として一覧にまとめております。18年度の移動でございますが、主なもの行政財産の土地、建物のうち土地の庁舎分4,146.94平方メートルの増は、吉田町中央公民館等を庁舎敷地に変更したことによるものでございます。土地の警察・消防施設の2,043.28平方メートルの増は、美土里町北地域活動拠点施設を消防分駐所に所管がえしたものが主なものでございます。市営住宅の土地で3,219.25平方メートルの増につきましては、高宮町の川根若者定住住宅の取得が主なものでございます。土地のその他の4,353.82平方メートルの増は、八千代文化施設フォルテの取得が主なものでございます。

今度建物でございますけれども、木造の警察・消防施設527平米の増は、美土里町の消防団格納庫の台帳整理によるものが主なものでございます。建物の木造で市営住宅257.02平米の増は、甲田町堂ノ口住宅の取得が主なものでございます。建物の木造その他施設2,998平方メートルの減は、

地域づくり拠点であるもと北小学校、もと本郷小学校の解体が主なものでございます。建物の非木造、警察・消防施設の385平方メートルの増は、美土里町北地域活動拠点施設を消防分駐所に所管がえたものでございます。建物の非木造、学校の612平方メートルの増は、高宮町来原小学校体育館の台帳整理によるものでございます。それから建物、非木造、その他2,495.58平方メートルの増につきましては、八千代町文化施設フォルテの取得が主なものでございます。普通財産の土地、建物のうち土地、その他2,760.62平方メートルの減は、浅塚交流公園の台帳整理によるものが主なものでございます。

それから建物、非木造、その他の134.37平方メートルの減は、八千代町旧根野小学校体育館の解体による減が主なものでございます。(イ)といたしまして、旧根野小学校の体育館を解体をいたしたところでございます。決算額は959万2,800円でございます。

(2)の庁舎維持管理事業につきましては、向原支所の3階を市民ギャラリーとして改修を行いました。決算額は396万9,000円でございます。

(3)の一般車両管理事業でございますが、総台数に占める軽自動車の割合は41.43%となっております。平成21年度目標を45%といたしておりますので、もう少しの努力が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○山本委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示していただいて質疑をしていただきたいと思っております。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 3点ほどお尋ねします。

成果に関する説明書の18ページ、成果と今後の課題というところの(2)番の中ほどに、一部業務委託制度の導入については人件費を抑制するという観点からというくだりが3行あたりありますが、具体的に、この際、決算ですから、人件費がどのくらい抑制できて、さらに公務部門では得られにくい高度の専門性や資格を有した人材を確保することができたというふうに書いてありますが、この辺を具体的にもう少し説明をお願いしたいということが1点。

2番目は、その下の(3)の上になりますが、適切な任用、雇用形態をとりながらというふうにあります。これは以前いろいろと議論をしておりましたが、決算ということですから結果としてどのようにこれを決算としての整理をされておられるのか。最終的な整理でありますから、これについて整理をした状況について改めて伺いをしたいということ。

あわせて監査の方として、この件に関してどのように調査をされ、指導されたのかというふうなことも含めてお聞きしたいということが2点目であります。

それから3点目は、20ページに移りまして、20ページの一番下に災害時の応急対応の補充確保が行われたということですが、備品につ

いては旧庁舎の中にもいろいろ積み重ねておったような状況もありましたし、いろいろ庁舎の整備中でありましたので、大変だったというふうに思いますが、あわせていろいろこれまでも議論をしてきましたが、各拠点での備品の整備、そういったものをあわせていろいろな形で整備ができたのかどうか。19年度にかかっても連続性のあることですから、いろいろ関係もあろうというふうに思いますが、そこらもあわせて18年度の部分で各旧町といいますか、拠点に対してのそういう整備というのはどのように結果的に行われたのかということをお伺いいたします。以上、3点をお伺いいたします。

○山本委員長 答弁求めます。

高杉総務課長。

○高杉総務課長 一部業務委託事業ということで、この18年度は請負という形態をとっております。これで財政的な効果という1点目の、問いでございますが、これは正規な職員を採用することになりますと私どもが1人当たり見込んである人件費等につきましては800万はかかります。非常勤にいたしましても請負というふうな形をとりますと150万を切るというふうな形での金額になってまいります。ですからその差につきまして人件費の抑制という視点が出てきたと考えております。

それから公務部門では得られにくい高度の専門性や資格を有したということにつきましては、これは例えば保育士でありますとか栄養士でありますとかいう方につきましてもこの一部業務委託という中での手配ができたということを目指しております。

それから適切な任用、雇用形態という観点でございます。これにつきましては監査の方ともダブりますが、国の方の職業安定所、労働局におきましては雇用形態そのものが人材派遣の形態をとっておるということの指摘を受けました。ですからこれは平成17年からこの制度を使っているわけですから、平成17年からそういうふうな形態にあったということでございます。主な一番の違いは、私どもは請負というふうな形の中で現場での監督をする人を置いておれば問題はないというふうな考え方でございましたが、実際その現場におきまして、例えば保育所の所長あたりから派遣を受けている人に対しましてこれこれをしてほしいという業務命令が特に出されておるといふ実態があったというふうに把握をされて、そういうふうな形になっております。ですから今後考えられる適切な任用とか雇用形態につきましては、人件費を安く抑制するという部分もございますが、やはりこの事業といたしましては公共の方において住民サービスを持続してやっていくという視点で考えてみると雇用形態につきましても、例えば非常勤職員としての身分を有しての雇用をしていただくとかいうふうな形をとれないだろうかということでも検討をしております。と同時に、この一部業務委託という形でなしに、もうはっきりと人材派遣、いわゆる雇用形態の職種によってはとっていきたい、こう考えております。

それから20ページの方で災害での応急対応でございます。これは18年度には当面というふうな形での毛布等の備品を支所に配置をしておったところでございます。これでは十分でないということで、やっぱり100名の規模でも対応できるという人数につきまして19年度においてもこの備品については整備をしていったということでございます。支所は、それぞれ災害本部が設置されたときには災害支部というふうな支部の役割がございますから、そこでの体制も含めてこの災害のときの体制等についてはとってまいりたいと考えております。以上でございます。

○山本委員長 監査にどういう指摘とかなんとか。

○熊高委員 監査は、監査事務局が今度は別に入ってきて、そこでやってもらうので、ここ来てないんですよ。

○山本委員長 今のは監査がどのように指導を受けたかいうことを聞かれましたか。

○熊高委員 いやいや、監査の事務局長に聞きたいんです。

○山本委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時55分 休憩

午後3時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

ほかに質疑がございますか。

熊高委員。

○熊高委員 今の再質問。では、改めて総務課長さんに、監査の方へは後聞きますけども、監査の方からもう一度どういう指摘があったかということをご改めて聞きたいということと、今の質問の1番、2番は金額とかそういったことだけにとどまらずに広く社会的な問題であるという認識の中で整理整頓をしたにしましては簡単な報告であったというふうに思うんですが、次に生かして十分おりますからという答弁であれば次に期待をしてみるしかないと思いますが、そういう答弁で受けとめさせていただいてよいのかどうか、再度お聞きしたいと思っております。

それと3点目の質問は、体制ではなくて物が具体的に各拠点に整備をされるような形ができたのかどうかということの質問でありましたので、再度お答えをいただきたいと思っております。

○山本委員長 今の質問の内容わかりましたか、課長。答弁を求めます。

高杉総務課長。

○高杉総務課長 18年度の一部業務委託に関する決算監査を受けるときの監査の方からの指摘等でございますが、この監査の指摘を受ける前に私どもの方からこの一部業務委託についての問題点等、つまり労働基準局等からの指摘等の話をしながら、今後適切な雇用形態をとっていくという話をしたところでございます。したがって、この19年、現在今度新しい形での臨時職員等の雇用につきましても今お話ししましたように非常勤職員等も当然視野に入れながら適切な雇用に努めてまいりたいと考えてお

ります。

それから災害時の物資等の整備につきましては、外輪係長の方から詳細については答弁をさせます。

○山本委員長 外輪総務課担当係長。

○外輪総務課庶務担当係長 私の方から、災害関係で今回補充いたしました防災資機材等の各支所、災害時には支部になるわけですが、一応ここに書いてある枚数等、数につきましては6町で割っております。毛布につきましては各、吉田を含めて100ずつ、乾パンにつきましては256食、水につきましては240。1トン土のうにつきましても各町の支所に分散しておりますので、100ずつ支所、吉田を含めて分散しております。チェーンソーにつきましては、総体的な台数を確認して、一応消防本部の方に3台ほど置かせていただいております。あとは昨年の災害時に使った土のう袋とか真砂土、シート等についての補充等をさせていただきました。以上でございます。

○山本委員長 ほかにありませんか。

川角委員。

○川角委員 1点ほど聞かせてください。成果に関する説明書の14ページでその中で理解しにくいようなので、ちょっと教えていただきたいと思いますが、給与の中で中ほどに、中の表に技能労務者職というのがおられるわけですね、1名ほど。それでその時間外が月に21万3,200円というふうな非常に多くの時間外手当を受けられると。そうなってくると労働基準法の中で触れないのか、何かそこにわけがあるのか。それと上の方で技能職の給料が34万9,900円出て、足すと56万円ぐらいになるので、そこらの人はそこへ該当してないのか。それからまた下へ22名というのがありますね、期末手当というのが。そこらのからくりが、1名の時間外の21万3,200円というのがどのような仕事をされてどういうふうな管理をされておるのか、ちょっとわかりにくいので、できたら説明をいただきたいと思います。以上です。

○山本委員長 答弁を求めます。

高杉総務課長。

○高杉総務課長 技能労務職といいますのは、給食調理員のみでございます。ですから給食センターで勤務されている職員ということになります。これは18年の4月の1カ月に行った時間外ということでございます。

内容等につきましては、少し時間をいただきたいと思います。給食調理員が1名時間外をしたという、4月に、・・・

○山本委員長 ここで3時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



先ほどの川角委員の質問に対して答弁を求めます。

高杉総務課長。

○高杉総務課長 該当する職員は、現在吉田教育分室で仕事をしておる職員でございます。ただ、職名は主任給食調理員という職名でございますから、技能労務職になっております。教育分室はご存じのように引っ越しをいたしました。その関係で休みの日も出てやった結果がこれだけの金額になったということでございます。以上でございます。

○山本委員長 川角委員。

○川角委員 大体今のでわかるのはわかりませんが、分室でおって給食ということなんです。吉田分室へおって給食係ということですね。ちょっとよくわかりませんが。

○山本委員長 高杉総務課長、答弁求めます。

○高杉総務課長 職名は、主任給食調理員でございます。ただ、仕事の内容は、その方がけがをされたということもございまして、中の事務をそれ以降とっておられるということでございます。仕事内容から職種の変更につきまして本人も含めて話をしたところですが、まだ本人の了解とっていいですか、理解が得られないで今日まで来ているということでございます。

○山本委員長 川角委員。

○川角委員 そのような特殊事情があるのなら、ちょっとここでこのような数字を見ると普通時間外管理は非常に厳しくされておったり、あるいはまた外部に対して労働基準局の方へも問題があることなんです。これだけやったら余り寝ずに一生懸命仕事をするような数字になっているので、やはりそういうことについては初めからの説明があった方が今のような質問も出ないということなんです。ただ、その方の解決がつかないということでもまだに続いているということになれば、そこらの時間外はもうこれでこのところで済んでいるのか、このことがまだ続いているのか、そこらはどうなんですか。

○山本委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 先ほど来の技能職との関係でございます。確かにご指摘いただきますように、この吉田給食センターの方に配属をしておりました。そういう状況の中でそうした給食業務に支障を来すような病気をしたわけでございます。教育委員会内部の中の人事異動ということで、当初は給食センター内の会計事務補佐をやったりとか、そういうことの事務をやっておりましたが、やはり人員等の関係で分室の方という異動をかけた状況になります。先ほど課長の方が説明しましたように、そうした引っ越し等の急激などこの日数等でございますので、今後の体制というのは人事管理上、当然管理職もおるわけでありまして、そこらのところについては当然現在でもその部局の管理職が時間外のチェックをし、実施をしておるといようなルール化をしておりますので、再度総務部からもそうした所管の方にも指導伝達をさせていただきたいというように考え

ております。

○山本委員長

川角委員。

○川角委員

事情はわかりましたので了解しますが、そのような数字的にここへ出てきますので、管理、そこらは十分見て非常に疑わしいということになればどうなんだろうかということがございますので、十分な管理をし、適正な労働の条件を満たしていただきたいというふうをお願い申し上げます、終わります。

○山本委員長

ほかに質疑ありますか。

[ちょっと関連の声あり]

関連があるようでございますので。

青原委員。

○青原委員

今、川角委員さんは納得されたと思いますが、この金額を足すと約、50何万になりますが、これはちょっと異常ではないかという思いがします。もう少しわかりやすく説明をしていただければ理解できるのではないかとこの思いがしますが、どういうことなのかという思いがする。まだ疑問があります。

○山本委員長

答弁求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長

確かに一昨年もこのことにつきましては、表につきましてはご指摘を得ております。多少中身の説明にわかりやすいような形の中では単位とかいうものはある程度是正をさせていただきましたが、ご指摘いただきますようにこの様式でなしに先ほど来からご指摘いろんな形で受けておりますそうした表現ができるような、もう少しこうした成果の内容になるようなものも次年度からは多少検討もさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山本委員長

青原委員。

○青原委員

今のは来年度からのことであって、このことについてをもう少し掘り下げて説明をしていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。できませんか。

○山本委員長

答弁を求めます。

土井人事給与係長。

○土井総務課人事給与係長

この21万3,200円の時間外勤務手当の内容の内訳でございますけども、先ほど来から課長なり部長が説明させていただいていますように、中身からいいますと庁舎の建設に当たって吉田の公民館が一応倒されて、吉田の教育分室が移りましたですね。その時期に当該の時間外が発生をしているということでございます。教育分室の移設とあわせて公民館の中にありました図書室、これの移設をその時期にされまして、そういった事務はこの職員が従事していたということで、通常のと勤務日の5時半以降の時間外並びに土曜日、日曜日の週休日にも勤務をしていたというふうなことでございます。

時間的には通常のと勤務日とその当時は5時15分までが勤務時間でご

ございましたので、5時15分以降の時間外勤務に対しては25%の割り増しがつきます。いわゆる100分の125の時間数でございます。この部分が48時間ございます。それから100分の150といいますのが、通常の勤務日の午後10時以降、深夜ですね、ここが100分の150の割り増しがつきますけれども、この時間数が2時間。それから土曜日とか日曜日のいわゆる週休日、この時間を100分の135で計算をいたします。この時間数が8時間。それから土曜日とか日曜日に例えば半日勤務もしくは1日勤務すれば、それはまとまって通常の勤務を要する日に振りかえて休みをとるという制度がございますけれども、その振りかえて休みをとった場合に、例えば土曜日とか日曜日に4時間ないしは8時間勤務をしておれば、その振りかえた時間数に対して100分の35の時間外勤務手当が支給されるというふうな制度がございます。この100分の35の対象となる時間が20時間ございます。合計で、この振りかえの分は通常の勤務日を振りかえて休んでおりますので、これはちょっと別にしましても先ほどの48と2と8と足せば58時間分のいわゆる時間外勤務手当に相当する額であるというふうなことでございます。

単価につきましては、これは給料月額から単価を試算をしていきますけれども、100分の125の単価が3,300円弱の額です。それから100分の150の単価が、これが4,000円弱。それから100分の135が3,500円余りというふうな金額で、3,300円から4,000円までの単価に先ほどの時間数を掛けてトータル21万3,200円というふうな、これはですから4月の1カ月の実績を5月に支給をしておりますけれども、ここに載っております表につきましては、欄外にも注意書きをさせていただいておりますけれども、地方公務員の給与実態調査というふうな調査のそのままの表を掲げております関係で4月の実績分をこのような形でこの表に載せるということになっておりましたので、そのように掲載をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○山本委員長 ほかに質疑ありますか。

〔関連の声あり〕

関連質問があるようでございます。

明木委員。

○明木委員 済みません。関連で、今の実態なんですけど、職種と職務内容が一致しないというのが今わかりましたが、そういう実態がある職員が今何名ぐらいいらっしゃるのかということをお聞きします。

○山本委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 現在1名のみであります。済みません。昨年度1名ほどやはり病気です。そうした業務の方が右肩が動かなくなったという状態の中で、一般事務補助を現在とらせていただいております。そういうちょっと重い病気にかかれた関係で手が上に上がらないということで、そういった職種ができないという形で、現在2名になっております。以上でございます。

○山本委員長 ほかに。

今村委員。

○今村委員 ちょっと三、四点お伺いをしたいと思います。

19ページの行革推進事業の中で、補助金のことについて触れられております。まずここで18年度特に補助金の見直しが急務であるため、補助金合理化プランを策定した、そして重点的に取り組んだということですが、その重点的な中身と、それから実際に165件のうち3億4,300何がしかの事業費がかかっているわけですが、このことについて18年度各種団体はどういうふうにしてその結果をとらえておられるのか、そして団体運営について執行部はどういうふうな形でとらえておられるのか、そこら辺の観点をお伺いしたいということです。

あわせてそこへ19年度のことについて触れられておりますが、これは19年度でやればいいことなので、その連動性という形で書かれたのでございましょうが、その効果のほどをお伺いしたいのが1点でございます。

次に、その下の同じく行革推進の中で、行政評価システムの構築ということで、その導入プランを作成して、今回試行的に46事業について試行評価を作成したというふうにございますが、この46事業についての中で、そのほかに幾つかの多くの事業項目から46事業を選ばれたというふうに思いますが、どういったような観点からその事業に絞られたのか、そして特徴的な効果があれば二、三上げてもらいたいと思います。

それから22ページの交通安全の関係でございますが、18年度に第8次安芸高田市交通安全計画を策定されたところでございます。それに向けて市民啓発はどういったような形で行われたのか。そして交通安全推進事業のうち推進隊への補助金が162万円ほど支出されておりますが、これについて、恐らく執行部は適正であるというふうにご判断をされているかと思いますが、交通安全対策上そのことを含めてどのような形で成果とされておられるのか。

以上の点についてお伺いをしたいのと、先ほど来から出ております資料請求をちょっとこの総務部関係についてしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

まず1点は、これは総務部だけの問題ではなしに全体的な形になりますが、19節の補助金の状況ですね、それからできれば活動実績、そこら辺がまとめられないかということと、これは共通課題でございますが、先ほど来問題になっております課及び支所別の嘱託、それから臨時職員の雇用の状況と賃金について、できれば3年間ぐらいのデータが欲しいというふうに思うわけです。

あわせてこれも課、支所別の年次有給休暇の取得状況、それから先ほど来問題になっております時間外の手当の支給状況、ここら辺の以上3点の資料を要求したいと思いますと思いますが、ちょっと諮ってみてください。以上でございます。

○山本委員長 ただいまの今村委員からの資料提供の要求がありました。これを認めることにご異議ありますか。どうでしょうか。異議ありませんか。

〔異議なし〕

今4点ぐらい資料提供があったと思いますが。

○塚本委員 〔異議あり〕

○山本委員長 塚本委員、資料提供に対しての意見ですか。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 それでは再開いたします。

再度お諮りいたします。ただいま今村委員さんの方から資料提出の要求がありましたが、資料を提出していただくことにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしということですのでございますので、資料提出を求めます。

先ほど今村委員さんから3点ほど質問がありましたことに対して答弁を求めます。

森川担当課長。

○森川総務課担当課長 それでは、今村委員さんからご質問いただきました補助金の見直しの状況について、それから行政評価システムの導入についてお答えをさせていただきます。

まず補助金の見直しでございますけれども、主要施策の成果に関する説明書19ページの中ほどより少し上の方でございます、この表現の仕方についてまずご説明をさせていただきます。この文中には見直しの概要ということで予算ベース、平成18年度165件で3億4,365万8,000円、それが平成19年度の予算ベースで100件の2億8,611万1,000円というふうに対応しておりまして、65件、5,754万7,000円の削減ができたという表現でございます。ですから18年度中に行政改革懇話会の中に補助金の審査検討委員会という専門部会を設けて18年度予算ベースで申し上げますと165件、3億4,365万8,000円あった補助金について審査検討していただいた結果、平成19年度の予算に向けて65件の削減、5,754万7,000円の削減が実現できたととらえていただければよろしいのではないかということでございます。

それから各団体からの反応でございますとか行政の団体運営に関するとらえということでございますけれども、先ほど申し上げました補助金審査検討委員会、それからそれを行政改革推進懇話会の答申としてお受けいたしました方向性をもとに各担当原課の方で団体と調整をしていただきました。その中で補助金の適正化の計画書というものをつくっていただいて、それをヒアリングをする中で実際の予算の反映をしていくという手続をとっております。ですから各原課の取り扱いをしています各

担当課のところでは各団体関係と折衝をしていただいております。私の方で集約のヒアリングをいたしましたけれども、一気に削減、抑制ができる場所、それから段階的に抑制をするというところでご理解をいただいております。

それと次に、行政評価システムの試行導入ということで、平成18年度に46の事務事業につきまして試行導入を行っております。この46の事務事業につきましては、試行導入ということで安芸高田市版の行政評価シートを作成をし、実は平成19年度、本年度から全事務事業ということで475の事務事業の評価シートを作成しましたけれども、平成18年度につきましては任意に各課1事業以上ということでお願いをして、その評価シートの作成の練習と言ったら言葉がいかげなものであるかと思いますが、なれていただくということでやったわけでございます。ですから46の事務事業につきましてはそれぞれの担当課、中には係で1事業以上ということでやっておられるところもありますけれども、そちらの方に任意にお任せをしておりますので、体系的にということはありません。ただし、平成19年度、本年度からは総合計画の体系に基づきます事務事業の体系化を行いまして、それに基づいて評価シートをつくっております。ですから18年度については練習という意味でというところをさせていただければというふうに思っております。ただし、各課1事務事業以上、係によりましては1係1事務事業以上というところをまねもしていただきましたけれども、それにかかわっていただいた方々につきましてはコスト意識といいますか、そういうものが醸成されたというふうにまとめをさせていただいております。

それで本日ここに持ってありますけれども、平成18年度の事務事業試行評価の報告書というものをまとめをしております、議員さん方には各1人1部ずつお渡しを既にしておるというふうに思いますが、これの中にそれぞれ46の事務事業の評価シートもすべて含まれておりますので、どういう形でものをやっているというのが見ていただけるというふうに思います。

それとこれを見ていただいて、今年度も19年度のものについては作成の途中でありますけれども、またご報告をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○山本委員長

もう1件、交通安全に対して。

行森安全推進係長。

○行森安全推進室安全推進係長

先ほどの今村委員さんのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、交通安全計画を昨年策定しております。それに沿った市民啓発というのはどうなっているかということであったと思います。そのことにつきましては、交通安全計画の中に主にこの市民啓発に関する部分については交通安全運動推進隊を中心に関係機関あるいは団体と連携して各種行事等の執行に当たる、あるいは啓発に当たるということを記しております。現在春、夏、秋、冬、それぞれ4期交通安全運動実

施期間というのがございます。今現在秋の交通安全運動実施期間中がございますが、それぞれ春には交通安全パレードの出発式、夏には高齢者の交通安全教室の開催、秋には各町それぞれがテント村の開催、冬には交通安全運動推進隊員さんを中心に隊員研修を開催をしております。そういった4期の活動の中でそれぞれ市民の皆様にも参加していただき、啓発に努めているという状況でございます。ただ、市民の方への参加というのがなかなか十分に達成できないということが今後の課題というふうに受けとめております。

それと2点目の推進隊への補助金ということでございますが、平成18年度におきましては162万円ほど補助金を受けてございます。この補助金につきましては、先ほどの補助金の見直しの中でやっぱり一つの重点項目にも入っております。そういった関係上、推進隊員さんを中心にそういった使途について十分協議しながら行っておるという状況です。平成18年度におきましては、主な支出といいますのが隊員さんの保険代と隊員さんの研修代、これは各町でそれぞれ時期を決められて視察研修に行かれます。そういった研修にお一方幾らといった格好で支出をさせていただいております。もう1点につきましては、備品の購入費ということで、主に隊員さんの被服関係になります。これにつきましては平成18年度においてほぼ整備ができております。今後は、新しい隊員さんあるいは体形の変わられたといえますか、そういった方への交換するような備品についての補充を随時していくということになろうかと思っております。したがって、この162万円という額が妥当かということでございますが、平成18年度においては先ほど申し上げたような支出をさせていただいておりますので、適正に補助金を使わせていただいたことになろうかと思っております。今後、補助金というのがふえていくということはないと思っておりますので、隊員さんと随時協議しながら有効な使用をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○山本委員長 ほかに質疑ありますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 1点だけ聞いてみたいと思いますが、主要施策の成果に関する説明書の21ページの財産管理に関する項でございますが、説明の中でもあったと思いますが、甲田町の浅塚公園の記入ミスといえますか、記入間違いといえますか、2,760平米減というのは、ここの21ページに示されておるその他のところで減になっておるわけでございますが、ちょっと私の解釈がすっきりしないのかどうかと思いますが、決算の監査意見書の63ページを見ますと土地建物の普通財産のところにもこのように記してあるわけですね。当年度中、土地は浅塚交流公園等の台帳整理などにより2,760.62平米減少してと、ここは先ほど申し上げましたように数字であらわれておるわけでありまして、当年度末現在高は748万3,901.95平米となっている、こう記されておるんです。この辺の748万3,901.95平米というのがトータルでどこに出ているのかということなんです。

○山本委員長 答弁を求めます。  
近永管財課長。

○近永管財課長 今の主要施策の成果に関する説明書の表と決算書の317ページになりますけども、その数値につきましては一致をいたしておりますので、今ご指摘の部分につきましては確認をさせていただくということによろしいでしょうか。

○山本委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 確認をとということでございますので、後ほどまた確認をして答弁をいただきたいと思えます。

○近永管財課長 確認させてください。

○山本委員長 それでは、確認をして、後、答弁をしてください。  
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で総務部所管の決算審査の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時03分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの総務所管の中で財産管理に関する渡辺委員の質問の中で、質疑はもう打ち切っておりますが、確認の報告を後ほどするという事になっておりましたので、ここで近永管財課長から報告をしていただきます。

○近永管財課長 先ほどの質問でございますけども、監査意見書の当年度末現在高の数値でございますが、それは主要施策の成果に関する説明書の21ページの表の普通財産、一番左に行政財産と普通財産の区分がございます。山林の所有、分収とその他という項目に分かれておりますけども、その決算年度末現在高の合計が748万3,901.95平方メートルとなるものでございます。普通財産のいわゆる小計的な数字を監査意見書の中には記述がされているということでご理解いただきたいと思えます。

○山本委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後4時17分 休憩

午後4時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 それでは再開いたします。

続いて、会計課所管の決算の認定についてを議題といたします。

会計管理者から要点の説明を求めます。

立田会計管理者。



○立田会計管理者　それでは、会計課にかかわります決算につきまして決算書によりましてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。決算書の51ページ、52ページをお開きください。20款2項1目1節の市預金利子109万9,908円でございますが、これは歳計現金等の支払い準備金の余裕資金を定期預金で運用しました利子収入でございます。

57ページ、58ページをお開きください。同じく20款5項4目3節の雑入でございますが、備考欄にありますように会計課分として2万8,400円を収入しております。これは市作成の請求書の実費半期分の収入でございます。収入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、67ページ、68ページをお開きください。2款1項4目会計管理費でございますが、555万9,000円の予算に対しまして489万9,749円支出しております。主なものとしましては、1款報酬180万円、これは伝票整理や支払い準備等の会計事務を処理しております非常勤事務員の報酬でございます。11節需用費42万4,317円、これは決算書の印刷製本費が主なものでございます。12節役務費258万9,472円、これは市税ほかの公金の口座振替収納手数料の金融機関への支払いでございます。

以上、簡単でございますが、会計課にかかわります決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○山本委員長　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時23分 休憩

午後4時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長　再開いたします。

続いて、監査委員事務局所管の決算の認定についてを議題といたします。

事務局長から概要説明を求めます。

なお、公平委員会及び固定資産評価審査委員会所管の決算もあわせて説明を求めます。

佐々木事務局長。

○佐々木監査委員事務局　それでは、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会につきましてご説明を申し上げます。

これらの委員会につきましては歳入はございませんので、歳出につきまして決算書のページを追ってご説明をいたしますので、71、72ページをお開きください。それでは、8目公平委員会費からご説明をいたします。予算現額が26万円で、支出済額が24万9,860円でございます。主な

ものでは、1節報酬の支出済額は15万円で、委員3名分の報酬でございます。19節負担金補助及び交付金の支出済額は7万1,500円で、本市委員会が加入しております全国公平委員会連合会などの年会費と中国支部総会、研修会開催県の負担金でございます。公平委員会費は以上でございます。

次に、固定資産評価審査委員会をご説明いたしますので、75、76ページをお開きください。2項徴税費、1目税務総務費に固定資産評価審査委員会分が含まれておりまして、支出済額2億376万4,086円のうち19万210円が審査委員会分でございます。主なものでは、1節報酬の支出済額は14万円で、これは委員3名分の報酬でございます。11節需用費の支出済額は95万6,319円のうち5万210円が審査委員会分でございます、これは法規の追録の費用でございます。固定資産評価審査委員会は以上でございます。

最後に、監査委員費をご説明いたしますので、79、80ページをお開きください。6項監査委員費、1目監査委員費の予算現額は2,349万5,000円で、支出済額が2,300万9,583円でございます。主なものでは、1節報酬の支出済額は98万4,000円で、監査委員2名分の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、事務局職員3名分の人件費でございます。次に、9節旅費の支出済額は29万3,960円で、委員の費用弁償と職員の旅費でございます。19節負担金補助及び交付金の支出済額は6万7,000円で、本市監査委員が加入しております全国都市監査委員会などの年会費と研究会などへの出席負担金でございます。

次に、主要施策の成果に関するご説明をいたします。主要施策の成果に関する説明書の50ページをお開きください。それでは初めに、公平委員会からご説明をいたします。1、公平審査事業でございますが、18年度は職員からの措置要求や不服の申し立てはございませんでした。

実施内容でございますが、1、委員会開催は経費が8万4,000円で、規則改正などで委員会を3回開催をいたしております。2の総会・研修会・役員会参加は経費が10万2,340円で、広島県公平委員会連合会などが主催する総会、研修会などへ委員と職員が参加をいたしました。3、その他は経費が6万3,520円で、本市委員会が加入しております全国公平委員会連合会などの年会費と中国支部総会、研修会の開催県負担金でございます。

続きまして、2の苦情相談事業でございますが、18年度は3名の職員から寄せられました4件の苦情相談に当たりました。実施内容でございますが、17年度末の未処理が2件、18年度中に寄せられた相談が2件、18年度中に処理したものが3件で、18年度末の未処理が1件となっております。成果及び今後の課題でございますが、私ども事務職員は委員会から職員相談員に指定をされ、委員会の指揮監督のもとに苦情相談に当たっておりますが、相談内容が給与や執務環境など勤務条件全般にわたるため、こういったこれらの知識の習得に努める必要がございます。公

平委員会は以上でございます。

次に、固定資産評価審査委員会をご説明いたしますので、51ページをごらんください。3、固定資産評価審査事業でございますが、18年度は審査の申し出が1件ございまして、その審査を行っております。実施内容でございますが、1、委員会開催は経費が14万円で、審査の申し出のために委員会を4回、審査申し出以外に委員長選挙で1回委員会を開催をいたしております。2のその他は経費が5万210円で、こちらの方は法規の追録の費用でございます。固定資産評価審査委員会は以上でございます。

最後に、監査委員事務局をご説明いたします。初めに、4、都市監査委員会事業でございますが、18年度は4つの都市監査委員会が開催する総会、研修会へ参加をいたしました。実施内容でございますが、都市監査委員会総会、研修会参加は経費が51万7,565円で、広島県都市監査委員会などが開催する総会、研修会へ監査委員、職員が参加をいたしております。

次のページでございますが、5の監査委員監査事業でございますが、18年度は年度当初に予定をいたしました監査等をすべて実施をいたしております。実施内容でございますが、監査の経費が89万5,968円で、例月出納検査、定期監査兼行政監査、決算審査、財政援助団体等の監査を実施をいたしております。こちらの方の成果及び今後の課題でございますが、18年度は実施した各種監査の結果をすべて市のホームページの方で公表をいたしております。今後は、監査の実効性を確保するために知識の習得に努め、より短い期間で的確な監査を実施していく必要があると考えております。

以上で主要施策の成果の説明を終わります。

○山本委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

今村委員。

○今村委員

日ごろ大変なご努力で監査に当たっていただいております。まず敬意を表する次第でございます。

それで今回18年度の決算審査意見書の中から総括的な質疑を得る機会をさきの本会議の中で逸しましたので、今回監査委員会の中で何点かちよっとご意見をお伺いしたいと思っております。

まず、委員会の意見書の中から普通会計の状況についてご説明がございました。その中で16年度から18年度にかけて実質収支4億3,300万、これは16年度で、17年度では4億2,000万円、それから18年度が2億400万円というふうに推移をしているわけでございます。それで単年度収支は、同様に3,400万から1,300万、それから18年度が2億1,500万という形で赤字となっております。ついてはこの一般会計及び特別会計を合わせた総額での単年度収支は3億1,400万円の赤字というふうになっております。このことは翌年度繰り越し財源の減少化とともに、積立金の取り崩しによって次年度以降に向けて大きな財政運営にかかわってくる問題だとい

うふうに思いますが、監査委員さんとしてこのことについてどういったような感想を持たれているのかというのが1点でございます。

続きまして、2つ目に、地方財政健全化法の制定から、ちょっと当面早いんでございますが、21年度から施行されるという形で4つの財政指標がその中で示されております。それは実質赤字比率であり、それから連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来の負担比率、これらが総合的にあらゆる会計分野の中でまとめてその指標を眺めるということが法の趣旨とされておるわけでございます。かかる観点から総合的な視点で、このことは監査あるいは議会審査が今後、公表性が試されることになろうかというふうに考えるわけでございます。このことについて監査委員さんはどういうふうに思われておるか。また、大きな課題であります今後の実質公債比率がちょっと心配をしておりますが、推計を監査委員の立場から見てどういうふうに思われるのかというのが2点目でございます。

結びの中で、3点目は、触れられておりますが、今回行政評価システムの導入において事務事業の評価シートによる主要事業の試行がなされた。このことについて今後どういう期待をされておるのか。できれば事例を一、二点出していただいて、その論評をお願いします。

4点目に、これも今当市の大きな課題でございますが、滞納整理の問題がございます。この中で監査意見書には特には触れられておりませんが、他市の例を見ると専任の人材活用、これは外部から招聘したり、あるいは職員にしたり参事にしたりというような事例が見られますが、この専任の人材活用について監査委員さんの目でどういうふうに考えられておるか、そのことについてちょっとご意見を賜りたいと思うわけでございます。以上でございます。

○山本委員長 それでは、ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

上國監査委員。

○上國監査委員 どうも失礼します。ただいま今村委員さんから4点ご質問をいただきました。私、議会からも田中監査さんが出ていただいておりますけれども、一応代表監査委員という立場でお答えをさせていただきます。

まず第1点目のことでございますが、翌年度繰り越し財源の減少化ということで、実質収支はその年度に属するべき収入と支出の実質的な差額で、その会計の黒字または赤字を意味し、地方公共団体の財政の判断をする重要な基準ではございますが、地方公共団体は営利を目的しておりません。黒字の額が大きいほど財政運営が良好とは判断できません。一般的には標準財政規模の3から5%程度が望ましいとされており、その割合をあらわす実質収支比率でございます。普通会計の実質収支比率は、平成16年度が3.5%、平成17年度が3.3%、平成18年度が1.6%となっております。平成18年度は望ましいとされる範囲を下回っており、引き続き厳しい財政運営を行う必要があると考えます。

次に、積立金の取り崩しでございますが、県内14市の19年度一般会計

当初予算を見ますと、財源不足対策として財政調整基金は三次市を除く13市で、減債基金も11市でそれぞれ取り崩しを予定しており、中でも庄原、府中、大竹など5市は財政調整基金の平成19年度見込み額が県の指針で市の目安としている5億円を割り込むと報道されております。当市の財政調整基金は、平成19年度末見込み額が7億9,000万円余りで県の指針をクリアしておりますが、予期しない収入減や大規模災害など不時の支出に備え安易な取り崩しは現に慎むべきであると考えます。以上、第1点のご質問でございます。

次に、2点目に、地方財政健全化について総務省が示された6月15日に制定されたことについてでございますが、財政健全化法に伴う財政判断指標の審査と公表についてでございます。ご質問のとおり、平成20年度から4つの財政判断指標を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされており、夕張市の財政破綻を受けて地方公共団体の財政悪化に歯どめをかける新たなルールが設けられたわけでございます。財政判断指標を監査委員の審査対象とすることで指標値の正確性と適切性を確保するという制度が設けられたことにより、これまでの決算審査などとは異なる審査能力が要求され、指標値のいかんによっては自動的に一定の処置がなされることになるため、指標値の検証責任を負うことになり、監査委員に重い責任が課せられると思っております。

次に、実質公債費比率の推計についてございましたが、意見書の66ページ、ア、公債費の抑制についての中で実質公債費比率は公債費のピークを迎える平成22年度までは比率の低下が見込めない状況にあると述べましたが、財政課が推計した比率を申し上げますと平成19年度が18%、平成20年度が18.2%、平成21年度が18.3%、平成22年度が18.4%とピークを迎え、以後平成23年度は18.1%、平成24年度が17.9%と下降線をたどるようでございます。

以上、質問2についてお答えし、続き、質問3でございますが、事務事業評価シートによる主要事業の試行についてどのように思い、今後どのように期待するかについてでございますが、意見書66ページ、ウ、行政評価システムについてで意見を述べておりますが、平成18年度で事務事業の一部を試行し、平成19年度から全事務事業を対象として本格的に実施されております。このシステムは、平成7年度に三重県が始めたもので、現在では全国的に普及しており、本市の取り組みは遅いくらいであると思っております。しかしながら、本市のさまざまな行政活動に計画、実施、評価、改善のマネジメントサイクルを導入し、みずからの仕事ぶりを評価して公表することは行政改革を着実に実施する上でも大いに期待しているところでございます。ただし、この制度の導入の成否は、職員の意識にかかっておると思っています。やる気がないと絵にかいたもちになるわけでございます。すべての職員に制度の趣旨を徹底し、職場を挙げて取り組むことが肝要であると思っております。

今村委員さんから事例を挙げてということでしたが、決算審査の限られた日数の中で一通り抽出したものだけ聞かせてもらいまして、ここで事例を発表するような資料も整えておりませんので、市の方が出しておられる評価シートの一覧表でございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最後に、質問4で滞納整理に外部から招聘した人材を活用することについてでございますが、昨年8月の中国新聞で広島県内の平成17年度市町税の徴収率が掲載されておりましたが、市の部で大竹市が前年度7位から一気にトップになったと報道されました。同市がトップになった要因の一つとして、平成16年10月に国税局OBを嘱託職員として招き、滞納整理のノウハウを学んだとありました。専門知識を持つ職員がいない、あるいは少ない場合は職員の自助努力を阻害しない範囲内で外部から人材を招聘することは検討に値することだと思います。

以上4点、今村委員さんからのご質問にお答えをさせていただきました。以上でございます。

○山本委員長　ここで皆さんにお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議がないようなので、延長いたします。

続いて、質疑がありますか。

岡田委員。

○岡田委員　1点お伺いいたしますが、評価システムの新しい手法というか、システム、同時に貸借対照の件も触れられていますが、そういう方法もあるにしても、市に入ってくる主なる財源はやっぱり今でも地方交付税なんですよ。それが特例債の償還、これから先で始まるでしょう。その分が地方交付税に70%算入されるが、その70%を差し引いた後の一般の交付税ですよ、普通交付税、学校なり商店街なり、いろんな策定の基準がありますよね、基礎算定客体といいますか、それをもとに確かに本市に例えば80億の交付税が入っているというのは監査の段階で調査ができるようになっておりますか、システムは。1点お伺いします。

○山本委員長　答弁を求めます。

上國監査委員。

○上國監査委員　お答えになるかどうかわかりませんが、平成18年度の普通交付税は交付されるべきものはすべて交付されているかについてでございますけれども、決算審査においては調定額と収入済額を審査しておりますが、普通交付税は調定額83億968万2,000円に対し収入済額は調定額と同額で、収入未済はありません。歳入されるべきものは全額歳入されております。以上です。

○山本委員長　ほかに質疑ありますか。

熊高委員。

○熊高委員　先ほど総務の方で少しお伺いをしておりましたが、監査事務局も出

席をされておりますので、先ほどのことを重ねて聞くようになると思いますが、18年度で一部業務委託制度の導入にかかわっているいろいろな問題が出ておりましたが、そういった制度に関しての課題に対して監査委員会としてどのように調査をされ、どのように指導されたのか、その点についてまず1点お伺いしたいというふうに思います。

○山本委員長 答弁を求めます。  
上國監査委員。

○上國監査委員 ただいまの熊高委員さんの質問でございますけれども、私どもはいわゆる詳しい調査をする、限られた時間内ではそこまで、非常勤の私どもについては時間が限界がございます。一応実態の状況を聞くにとどめておりますので、具体的にはまた事務局から説明を補足させていただきます。

○山本委員長 佐々木事務局長。

○佐々木<sup>監査委員事務局</sup> まことに申しわけありませんが、事務局も監査委員と審査の席に同席をしておりましたので、内容につきましては監査委員と全く同じく、そこらの経過の説明を担当課の総務課の方から聞き取りをさせていただいたというところでございます。ちょうど労働基準局が入るころだったと思いますが、そこらで状況説明を受けたにとどめております。以上でございます。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 昨年は非常に社会的な問題にもなりまして、そういった観点で安芸高田市としても新聞報道にも出たという状況もありましたので、そういった視点が今後、例月の監査も当然やられておりますので、そういった視点での監査というのも非常に重要ななという気がしております。特に先ほどの成果についての監査委員の方で報告ありました、51ページですかね、全国の監査委員会の総会あるいは広島県、中国地方、西日本、そういったところでも非常に監査のあり方について研修をされて、有意義な成果も出てきつつあるというふうな調書も出ております。今後の監査の方向としてどういったポイントが必要であるかというところを、こういった成果を踏まえたということでもありますので、監査委員事務局、代表監査、上國委員さんも含めてそういった研修の中でこういったポイントで今後も進めていくんだというふうな成果があれば具体的に少しお話をいただければと思います。

○山本委員長 上國監査委員。

○上國監査委員 ただいまのご質問でございますけれども、私どもそうした都市監査委員の研修会も出席をさせていただいております。これから先ほど今村委員さんからも質問がありましたように、大変厳しい財政事情、それからこのように第2庁舎ができて、いわゆるランニングコストは当然かかってくると思います。そうした財政の厳しい中で市民の皆さんのいわゆる生活の安定と幸福、至福を求めべく監査委員としての責務に準じ、また市の職員さんのこれからの研さんを期待しながら一生懸命努めさせ

ていただきたい。特に財政の運用につきましては、私、ご承知のように一般の企業から出席しておりますので、行政の収入、支出についてはいわゆる本当にどうなのかよくわからないというのが実態でございます。そういう意味では現在総務省が行政においてもバランスシートであるキャッシュフロー、それから行政の評価シート等も含めた行政コスト計算書、いわゆる一般企業でいう損益計算書、貸借対照表等も導入して十分に内容がわかるような財政運営にこれからは移行していただかないと一般市民の皆さんに理解していただくことはできないのではないかとこのように考えております。一部蛇足になりましたが、お答えをさせていただきます。

○山本委員長 佐々木事務局長。

○佐々木<sup>監査委員</sup>事務局長 実は毎年年度の当初に両監査委員が監査委員会議というものを持ちまして、その年に行う監査の計画書というものをつくっております。その計画の中には、当然いろんな監査があるわけでございますが、その中にどういうところに主眼を置くかということを決めております。

ちなみにちょっと18年度の計画を申し上げますと、まず定期監査でございますが、この定期監査につきましては、収入、支出、契約、財産の管理及び旅行などの事務が適正かつ効率的に行われているか、また経営に係る事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として実施する。

次に、行政監査につきましては、監査委員において必要があると認めるときは特定の事務事業の執行について適正かつ効率的に行われているか、また法令等に従って適正に処理されているかを主眼として実施する。

次に、財政援助団体等でございますが、財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかを主眼として実施する。

次に、例月出納検査につきましては、これは会計課及び水道事業の毎月の現金の出納について計数を照合するとともに、現金及び預金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

決算審査でございますが、一般会計、特別会計、財産区会計につきましては、決算書その他の関係諸表の計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効果的に執行されているかを主眼として実施する。

水道事業につきましては、決算書その他の関係諸表の計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、また経営活動が経済性を発揮しているかを主眼に実施する。

最後に、報告書の提出とか公表につきましては、監査または検査を終了したときは結果に関する報告書を議会、市長等へ提出し、速やかに公表する。なお、監査報告書は、市のホームページへも掲載するため市民に理解しやすい表現とするよう努める。こういったふうにそれぞれの監査につきまして主眼という部分についてのみ決めておまして、そのほか細部につきましては監査の実施計画というものを定めまして、それま



た監査委員が協議してどういったところをまたより細かくいこうとかいうことを協議をして決定をしていただいております。以上でございます。

○山本委員長

熊高委員。

○熊高委員

きょうの午前中も財政の方から財政運営の方針とか財政健全化計画、そういったものが出され、先ほど上國代表監査が言われたようにバランスシートといったものも初めて安芸高田市も出てきたわけですね。そういった観点が非常に監査についても求められる時代だというふうに思いますので、さらに先ほど申されたようなことで監査としての役割を果たしていただきたいということを要望して終わります。

○山本委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時07分 休憩

午後5時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長

それでは会議を再開いたします。

続いて、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち消防本部所管の決算についてを議題といたし、概要説明を求めます。

竹川消防長。

○竹川消防長

失礼いたします。それでは、18年度一般会計決算につきまして消防の関係をご説明を申し上げます。

決算書の方で申し上げますと、117ページとなります。主要施策の成果に関する説明書につきましては、156ページからの説明となります。消防本部におきましては、総務課、防災課の2課で職員管理研修事業、消防施設事業、火災予防事業、危険物施設許認可事業、消防資材整備事業、消防団活動運営事業、消防施設管理事業に係る業務を実施いたしております。また、消防署におきましては、それぞれ第1、第2警防課、通信指令室の4課で警防活動事業、救急活動、応急手当普及事業、消防団連携、災害事案支援事業、消防施設管理事業に係る業務を実施いたしております。

内容といたしましては、消防、救急の専門技術の向上のため消防学校への入校研修、また救命率の向上、高度化の推進を図るための救命士養成所に1名出向、そして国家試験に合格をいたしております。施設整備事業といたしまして、北部地域への救急車の現場到着の短縮を図るべく北部の分駐所を整備いたしたところでございます。消防資機材の整備事業といたしましては、高規格救急車、資機材、救助工作車等それぞれ整備をいたしております。消防施設管理といたしましては、消防団詰所の維持管理工事1カ所、防火水槽の改修工事4カ所、また消防団の車両といたしまして小型動力ポンプつき積載車3台を更新いたしております。

18年度中の災害状況につきましては、火災件数は30件、救急件数は1,362件で、救助件数23件となっております。

決算の全体的な内容でございますが、常備消防費につきましては5億7,712万5,307円の決算であります。非常備消防費につきましては、8,901万8,580円の決算額であります。消防施設管理費のうち消防本部が担当しております消防施設管理費につきましては、3,090万114円を決算いたしております。

以上、大枠の説明でございますが、続きまして、総務課長より決算書と主要施策の成果に関する説明によりご説明を申し上げます。

○山本委員長

久保総務課長。

○久保消防本部総務課長

失礼いたします。それでは、ざっとではございますが、消防費について決算書と主要施策の成果に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

まず決算書の27、28ページをお開きください。歳入についてのご説明をいたします。13款使用料及び手数料、2項手数料、5目消防手数料で収入済額63万5,550円。

43、44ページをお開きください。15款県支出金、3項委託金、5目消防費委託金で収入済額1万584円です。

続きまして、55、56ページをお開きください。20款諸収入、4項受託事業収入、1目消防受託事業収入で収入済額1万4,742円です。

続いて、5項雑入、4目雑入、1節消防団員退職報奨金で収入済額1,010万6,000円です。2節救急支弁金は収入済額622万2,560円です。次の57、58ページをお開きください。3節雑入ですが、58ページの備考欄をごらんください。下から4番目、消防本部関係雑入として146万8,440円の収入となっております。

以上が消防本部取り扱い分歳入でございまして、収入未済はございません。

続きまして、歳出のご説明をいたします。117、118ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、1日常備消防費でございますが、5億7,712万5,307円執行しております。一般職員人件費は、総務部総務課が所管しておりますので、説明を割愛させていただきまして、それ以外の常備消防費1億2,213万9,131円及び分駐所整備事業費6,240万9,145円につきましては主要施策の成果に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

説明書の156ページをお開きください。職員管理研修事業でございますが、行政職からの身分がえで消防吏員1名を採用しております。職員の教育研修等の状況でございますが、広島県消防学校へ入校させるとともに、講師として5回、5名を派遣しております。救急高度化推進事業として広島市救急救命士養成所に1名入所させ、国家資格を取得させました。また、吉田総合病院において救急救命士1名を気管挿管の研修を受けさせ、認定を受けております。また、救命士5名を同じく吉田病院

で研修させて、薬剤投与の認定を受けました。

157ページをお開きください。施設整備事業といたしまして北部分駐所を設置し、北部地域における救急車の現場到着時間の短縮を図りました。火災予防事業といたしまして、建築同意をいたし、また消防法令関係の届け出、火災予防条例関係の届け出の審査、検査等を行っております。

158、159ページをお開きください。幼少年消防クラブの育成や学校教育を通じて幼少期からの火災予防教育を推進するため防火指導、防火花火、消防24時間体験学習等を行っております。防火対象物、危険物施設、少量危険物移動タンク、一般住宅の査察を実施しております。また、自衛消防隊消防競技大会を開催するとともに、小学生を対象とした防火ポスター、防火書道を行っております。これらにつきましては160ページにかけて記載しております。

161ページをお願いします。平成18年度中に30件の火災が発生しております、これらの火災ごとに出火原因を調査しております。

162ページをお開きください。危険物施設の申請、届け出関係の審査、許認可及び検査を行っております。

163ページをお願いします。消防資機材整備事業として北部分駐所関連の高規格救急自動車及び救急資器材、消防力の整備指針に定める救助工作車及び救助資器材を整備いたしました。

164ページをお願いします。警防活動事業として27件の火災出動、23件の救助出動をいたしております。

次に、救急活動事業として1,362件の救急出動をいたしております。また、応急手当普及事業を行っております。

165ページをお願いします。消防団連携事業といたしまして消防団員を対象に訓練指導を行っております。

166ページをお開きください。災害事案支援情報管理事業でございますが、災害通報の19%が携帯電話によるものとなっております。また、消防緊急指令施設、消防無線等の保守点検を行っております。

続いて、非常備消防費のご説明をいたします。決算書の119、120ページをお開きください。2目非常備消防費の支出済額8,901万8,580円です。

また主要施策の成果に関する説明書に戻っていただきまして、167ページをお願いします。消防団活動運営事業に係るものでございまして、広島県消防学校へ入校させるとともに、幹部研修、初任者訓練等を実施しております。

168ページをお願いします。消防団員の出動状況でございますが、火災や水害等に45回、延べ2,680名が出動しております。

続いて、消防団員の報酬等の支払い状況でございますが、168から169ページにかけて記載しております。報酬として3,119万9,752円、出動手当等の費用弁償として2,831万310円を支払い、退職消防団員25名に1,010万6,000円を退職報奨金として支給しております。

続きまして、消防施設費でございます。決算書の120ページに戻っていただきまして、右の備考欄をごらんください。3目消防施設費9,217万6,982円のうち消防が担当しております消防施設管理費3,090万114円についてご説明申し上げます。

説明書に戻りまして、169ページをお願いします。防火水槽への転落防止や水量確保のための維持管理工事事業といたしまして防火水槽のフェンス補修工事1カ所、防火水槽のふた設置工事3カ所、詰所維持管理工事1カ所を執行しております。また、備品購入事業といたしまして小型動力ポンプつき積載車3台を購入いたしております。

以上、簡単でございますが、要点の説明を終わります。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
熊高委員。

○熊高委員 成果の159ページの消防24時間体験学習、プチファイヤーマンというのが実施されておりますが、特に小学生を対象とした消防24時間体験学習ということですが、これについてもう少し状況を詳しく知りたいので、説明を願いたいと思います。

また、教育委員会等との連携があるのかなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○山本委員長 答弁求めます。  
久保総務課長。

○久保消防本部総務課長 これにつきましては小学校の週5日制というものが導入されたのを機会に幼少期からの防火思想の啓蒙普及という観点と総合的な学習の一環ということも含めまして教育委員会等と連携をとりまして、主体としては消防署が行っております。

対象は、小学校4年生以上の高学年ということでございまして、特に気象状況のいい上半期について月1回土曜日の朝から日曜日の朝まで、24時間それぞれ1人で消防署へ泊まっただいて、消防署の一日を体験してもらうという中で消防職員の日常の活動とか、そういうものを体験することによって先ほど申し上げましたように防火思想の普及啓蒙というものを図っております。

ただ、昨今の教育事情を見ますと、週5日制の見直しあるいはいわゆる授業時間の増ということで、必ずしも土曜日が学校が休みにならないという状況が全国の中には散見されるようになってきておりますので、この事業を続けるということが難しい状況になるやというふうに懸念はしております。以上でございます。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 体験をした小学生がどのような反応と申しますか、どういう成果が上がっておるのか。子どもによってそれぞれだというふうには思いますが、続けられないという状況があるかもわからないということですが、成果が非常に高いのであれば続けるということも大事でしょうけども、予算的にもこれだけに係る予算がどのくらいであったのかということと、

その具体的な子どもの成果について再度お伺いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

久保総務課長。

○久保消防本部総務課長 成果についてでございますが、終了して帰る前にアンケートを書かすようにしております。これによると非常に好評のようでございます。ただ、防火思想の普及あるいはそういうものが浸透しておるかどうかなどということについては追跡調査なりできておりませんので、それと小学生個々に違うかなというふうには思いますが、帰る前のアンケート上においては非常によかったということを書いて帰っております。

経費的な面でございますが、職員がほとんど世話をしております、来た日の朝は家で食べてくる。昼は弁当を持ってきます。夜、職員と一緒に夕食をとります。これはカレーライスです。ですからそれ以外の経費はかかっておりませんので、来る児童の人数分のいわゆるお米代とカレーの材料費ということで、参加児童数によってばらつきはありますが、年間としても数千円程度という経費でございます。以上です。

○山本委員長 藤井委員。

○藤井委員 1点お伺いしたいと思いますが、18年度の出火が30件というふうに報告されております。その中の出火原因の中で、いわゆる放火の疑いが4件ですね、明確な放火が1件というふうな報告がされておりますけども、具体的にもう少し詳細をご説明いただければと思いますけども、このことの対策をどのようにされているのか。また、こういったことがいわゆる市民に対してどのように広報されておって、今年度そういったことがどのような成果として出ているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

児玉予防課長。

○児玉消防本部予防課長 予防課長をしております児玉でございます。それでは、先ほどのご質問に対してお答えをしたいと思います。

放火または放火の疑いということで件数が上がっておりますけども、基本的に出火原因を確認をするときには消去法で行います。放火ではないのか、電気ではないのかというような部分でいろいろな項目の中から消去法をしていって原因を特定できるもの、特定できないものという部分で区分をいたしております。

確かにご指摘のように、4件と放火が1件ということになっております。これは疑いがあるということであって、明らかにだれかが現認をしているという状況でない限りは放火ということには、私が見つけました、つけましたとかいうことにならない限りには疑いという部分の中で整理をせざるを得ないというのが現状でございます。

それでそういうものに対しましての住民に対するPRでございますけども、広報紙等において放火の対策等につきましては家の周りに放火ができにくい環境をつくってくださいということでPRをいたしております。

す。また、ホームページ上におきましても出火件数等を上げておりますし、市の広報紙、消防コーナーというのがございますけども、そちらの方で毎月の部分の件数等を上げることによって啓発活動は行っているつもりではございます。

あと藤井委員さん、漏れがありましたでしょうか。よろしいですか。

○藤井委員

今年度の……。

○児玉消防本部予防課長

今年度の出火……。

○藤井委員

成果。

○児玉消防本部予防課長

成果は……。

○藤井委員

出てなけりゃいいです。

○児玉消防本部予防課長

改めてその部分での検証は行っておりませんので、出ておりません。申しわけございません。

○山本委員長

ほかに質疑はありますか。

金行委員。

○金行委員

1点ご意見かご感想をちょっと。18年度に念願の北部分駐所ができましたよね。非常にその地域の人に安心を与え、効果といえば安心を与えることが私は効果だったと思いますが、それに伴っての何かのご意見がございましたら。その地域の人に安心を与えるということが最大の効果と思うので、長年念願しておられたことですが、ほかに具体的にあそこへできてこういうことがあったということが18年度ありましたらお聞かせください。4月からだったですかね。済みません。それ以外もしありましたらお聞かせくださいね。

○山本委員長

答弁求めます。

高松署長。

○高松消防署長

去年、この4月から開設されまして。実績は今年度になります。

参考までに言いますと、きょうまでに北部分駐所から41件出ております。これが美土里が12件、高宮が25、その他、これは甲田町3件、吉田町1件ですが、4件、合計の41件出ております。

一番の効果としては、委員さんが言われるように、例えば川根地区とか、美土里町でいいましたら智教寺はまだ出てませんけど、ほとんどのところが10分以上の短縮になっておるといえるのではないかと思います。ましてや北あたりでありますと2分で着くとか5分で着くとか、来女木あたりでも7分、8分とかいうような、こちらから行くのと10分以上の短縮ができていえるといえると思います。以上でございます。

○山本委員長

ほかに質疑ありますか。

赤川委員。

○赤川委員

1点お尋ねいたします。主要施策の159ページに下段の方に市内ひとり暮らし老人を対象に火災予防の推進を図るといってありますが、昨年度は独居老人の人数も出ていたというように思いますが、個人情報保護法が施行されましてそういったことが載っていないのかなと思

うわけでございますが、この下段の表に査察状況が数字で計が1,141とありますが、それがそういった独居老人の対象になる人数なのか。と同時に、そういった個人情報保護法によって消防団との連携については現在どうなのか、そこらあたりをお伺いいたします。

○山本委員長 答弁を求めます。

児玉予防課長。

○児玉消防本部予防課長 先ほどのご質問でございますけども、ここの件数イコールひとり暮らしの方の人数ということではございません。率的に言いますと、定かではございませんけども、60%程度だと認識をしております。

それで個人情報の関係ですけども、これは審査委員会の方に諮っていただいて、この情報は消防署の方でいただいております。

次に、消防団との連携の関係でございますけども、地元に着した消防団でございますので、十分そのあたりの方は地区の消防団の方が認識されているのではないかと考えておりますけども、情報提供等は改めて行っておりません。以上です。

○山本委員長 赤川委員。

○赤川委員 昨年度は独居老人の方が1,500数名おられたと思いますが、現在それよりもふえていると思います。そういった中で、保護法が施行されました消防団との連携プレーができてないということもはっきり言われましたが、そこらあたりは今後どうなんでしょうか。やはり連携プレーを持つためにそういった情報交換をするということはどうなんでしょうか。それをもう1件お伺いしたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

竹川消防長。

○竹川消防長 今後の大きな課題だとは思っております。個人情報云々かんぬんが最近ありましたけども、また特にごく最近につきましてはやっぱり命にかかわる情報についてはちゃんと管理をすべきだということでございますから、団長さんを通じ、また幹部、団の方とも協議をしながらそこらは連携を図るべく対応させていただくように検討等させていただきたいと思っております。以上です。

○山本委員長 ほかに質疑ありますか。

松村委員。

○松村委員 主要施策の方の164ページですが、ただいまも先輩委員がちょっと触られたわけですが、救急出動が18年度1,362件、それでことし4月、19年4月開始されました分駐所が41名もう既にそういうふうな救急体制が行われとるということなんです、今後その分駐所が24時間体制と、とりわけ美土里町が134件、ここで見ますと高宮も149件というような、高齢比率も高い中で、やはり安心・安全、市民へ対する安心をいただくためにも24時間体制というふうなことは今後どのようにお考えなのか、そのことと、それから1,364件というのが大体救急、どういうふうな、急患ですが、状況がわかればお聞かせいただきたいと思います。

- 山本委員長 答弁を求めます。  
竹川消防長。
- 竹川消防長 それでは、件数は後ほどとさせていただきます、今後の分駐所の運用の件でございますけども、この3月にも申し上げておりますけども、まだといいますか、安心を与えることで作成、つくられた今の制度の中で件数の推移を見ながらということでございますけども、当面今1日6時間という限定の中でやっておりますから、とりあえず365日の救急出動を可能にしたいということで進めております。365日、24時間ということになるかどうかはまだ定かな模様はございませんけども、随時まだまだ件数の状況を監視しながらそこらのところは考慮したいと。まずは365日を目標にしておりますけども、まだ採用が完了しないということで、窓口は開いておりますけど、応募がないという状況でございます。  
件数の件については、ちょっと主管の方から説明させます。
- 山本委員長 続いて、答弁求めます。  
児玉予防課長。
- 児玉消防本部予防課長 先ほどのご質問ですけども、現在の18年のデータはあいにく手持ちにございせんけども、大体件数的にいけますと例年推移的な部分で1,300程度を今後も推移していくのではないかと認識をしております。  
続きまして、種別の割合ですけども、おおむね大体60%程度が急病になっております。ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。
- 山本委員長 ほかに質疑ありませんか。  
今村委員。
- 今村委員 2点ほど伺いをいたします。  
建築の同意の中で消防同意の件数が18年度44件という形で出ておりますが、この件数がここ数年どういった傾向にあるのか。新市になってから以降でよろしいので、その経緯について資料があればご説明を願いたいのと、各種今の届け出の問題でございますが、近年この件数がどのような変遷を遂げているのか、特徴的なことがあればご報告をお願いしたいと思っております。
- 山本委員長 答弁を求めます。  
児玉予防課長。
- 児玉消防本部予防課長 ご質問の件でございますけども、件数的にいけますと17年が42件でございますので、大体40件前後を推移するのではないかとというふうに認識をいたしております。  
特徴的なものという部分については、改めて分析をしておりますけども、改めて言うほどのものはないのではないかと考えております。以上です。
- 山本委員長 ほかに質疑ありませんか。  
青原委員。
- 青原委員 先ほど松村委員さんの方からも出ましたが、消防署・本部の考え方



はわかりましたが、市としての考え方をやはり聞かなければならないというふうな思いがしておりますので、やはりこれは予算が伴いますので、副市長しかおられません、市長の考えを聞きたかったので、できればそこらあたりの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○山本委員長 増元副市長。

○増元副市長 失礼します。これまでのこの件につきましては、24時間体制、365日ということは当然地元の方からもそういった、ことしの行政種別の懇談会でも市民の皆さんの意見としてはございました。議会に対しましても、またそういった市民の皆さんの、市長としても一定の考え方は述べさせていただいておるといふふうに思いますけれども、それは先ほど消防長が述べましたことと大きく違っておりません、ほぼ同様であるといふふうに思っております。利用の実態をもう少し見させていただきたいということもありますし、職員体制の問題もあるわけでございます、可能であればそれは実施をしたいというようなことで懇談会でも答えをさせていただいておるといふふうに思います。以上であります。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑はないようでありますので、質疑を終了いたします。

以上で消防本部所管の決算審査の質疑を終了いたします。

以上で本日の決算審査特別委員会の審査を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日27日午前10時に再開いたします。ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後5時57分 散会